

平成27年度 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン

＜土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務＞

- このガイドラインは、7月7日時点のものとなっております。
- なお、今後、内容等の変更が生じた場合は、中部地方整備局HPにてお知らせします。

ガイドライン掲載URL

URL : <http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm>

【個別の業務に関しては、必ず入札公告・入札説明書等の確認をお願いします。】

平成27年7月
中部地方整備局

はじめに

中部地方整備局では、入札・契約手続きのより一層の競争性・透明性の確保、効率化の観点からプロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式の使い分けや運用方法の標準を定めた「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」を平成21年度に策定し、必要に応じて見直し運用してきた。

平成26年6月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、調査及び設計に関し、業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるよう必要な措置を講ずることとされた。また、このことを受け、平成26年11月に「公共工事に関する調査・設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下「登録規程」という。）が告示され、民間資格の登録制度が創設されるとともに、この登録規程に基づき登録される資格の活用の方向性が定められたことから、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（調査・設計分野における品質確保に関する懇談会）が平成27年3月に改定された。

今般、これらに対応するため、技術者の評価や要件等を見直すとともに、競争参加者・発注者の入札・契約手続きの負担軽減のため、本ガイドラインを改定するものである。なお、今回は改定箇所が多岐に亘るため平成27年8月から適用する。

本ガイドラインはあくまでも標準的な考え方や運用について記載しているものであり、個別業務の手続きにあたっては、業務特性等を十分に考慮し業務内容に応じた適正な手続きを実施されたい。

なお、本ガイドラインは、内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行うこととしている。

目次

I	建設コンサルタント業務等における入札契約手続き区分と概要	1
II	中立かつ公平な審査・評価の確保	4
III	手続きの流れと業務特性区分のイメージ	5
IV	プロポーザル方式における要件設定と審査	32
V	総合評価落札方式における要件設定と審査	70
VI	価格競争方式における要件設定	127
VI-1	一般競争入札方式	127
VI-2	簡易公募型競争入札方式	136
VI-3	指名競争入札方式	162
VII	低入札価格調査に該当した場合の取扱い	171
VIII	品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格	178
IX	評価結果の公表	179
X	設計共同体	182
XI	参考資料	183

I 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き区分と概要

1. 入札・契約手続きの基本的な適用の考え方

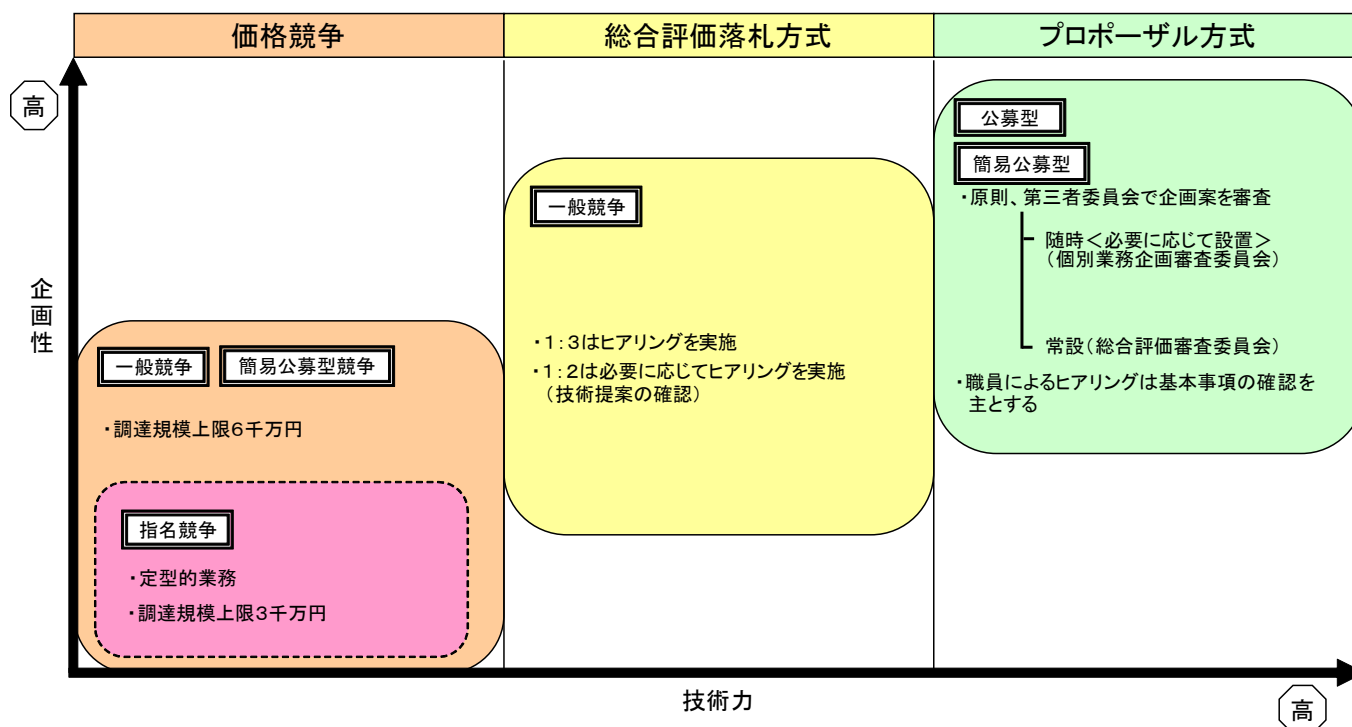
建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が少ない場合を除き、プロポーザル方式又は総合評価落札方式のいずれかの方式を選定することとし、プロポーザル方式については、仕様が未確定で業務内容が高度な業務等に適用するものとする。

また、価格競争方式については業務の仕様が確定し定められた手順で実施出来る業務に適用するものとする。

各手続きの区分及び概要は、以下のとおりとする。

プロポーザル方式	提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務
総合評価落札方式	業務の仕様は確定しているが、実施方針や実施手順、技術的工夫を求める事により、より品質の高い成果が期待できる業務
価格競争方式	業務の仕様が確定しており、定められた手順で実施することにより適切な成果が期待できる業務

建設コンサルタント業務等における入札・契約方式選定のイメージ



【基本・共通】

2. 入札・契約手続きの選定

入札・契約方式の選定にあたっては、業務内容に応じて「発注方式選定表」「発注予定金額」「参加可能者数が多数（30者程度以上）を総合的に判断し決定する。

公園・電気通信・機械設備等の発注における入札・契約方式の選定にあたっては本局担当部局と調整し、あわせて業務実績、配置予定技術者に求める資格要件を決定すること。

3. 入札・契約方式毎の選定業者数

各方式毎の選定業者数は以下による。

契 約 方 式		選定業者数
プロポーザル方式		応募要件を満たす全ての者
総合評価落札方式	一般競争総合評価落札方式	競争参加資格を満たす全ての者
価格競争方式	簡易公募型競争入札方式	10者程度 ※
	指名競争入札方式	10者程度 ※
	一般競争入札方式	競争参加資格を満たす全ての者

※評価10位の者が複数者ある場合は、全てを選定する。

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの区分

	指名競争入札 (10者程度指名)	一般競争入札	総合評価落札方式	プロポーザル方式
予定金額 (万円)				
6,000			一般競争入札 【WTO協定】	公募型 《専門審査方式》 又は 《委員会審査方式》 【WTO協定】
5,000	(WTO協定) 簡易公募型競争入札 【見積併用可】			(WTO協定) 簡易公募型 《専門審査方式》又は 《委員会審査方式》
4,000	簡易公募型競争入札 【見積併用可】			
3,000	簡易公募型競争入札 【見積併用可】 又は 指名競争入札 【見積併用可】	一般競争入札 【見積併用可】	一般競争入札 【見積併用可】	簡易公募型(拡大) 《専門審査方式》 又は 《委員会審査方式》
2,000				
1,000				

※5,000万円以上になる場合は、WTO協定に該当するかを確認すること。

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの概要

区分	業務の特性		備考
プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務。 なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務		
	型式	適用条件等	
	公募型	W T O 適用業務で基準額以上 (6, 000万円以上) の業務	
	簡易公募型	W T O 適用業務で基準額未満 (6, 000万円未満) かつ一定規模 (5, 000万円以上) を有する業務	
	簡易公募型 (拡大)	上記の条件にあてはまらない業務	
一般競争総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務		見積併用可
価格競争方式	簡易公募型競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、競争参加者が多数想定される調達価格が6, 000万円未満の業務	見積併用可
	指名競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、業務の履行が可能な指名業者リストが作成しやすく、かつ、調達価格が3, 000万円未満の業務	見積併用可
	一般競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、調達価格が6, 000万円未満の業務	見積併用可

※見積併用：総合評価落札方式又は、価格競争入札方式において、予定価格の一部又は全部について見積を求める必要がある業務に適用。見積額の上限は、設定しない。なお、W T O 適用業務は除外する。

4. 発注方式選定表

1) 対象業務

河川事業、道路事業、地質調査、測量調査、都市事業、下水道事業で発注される全業務

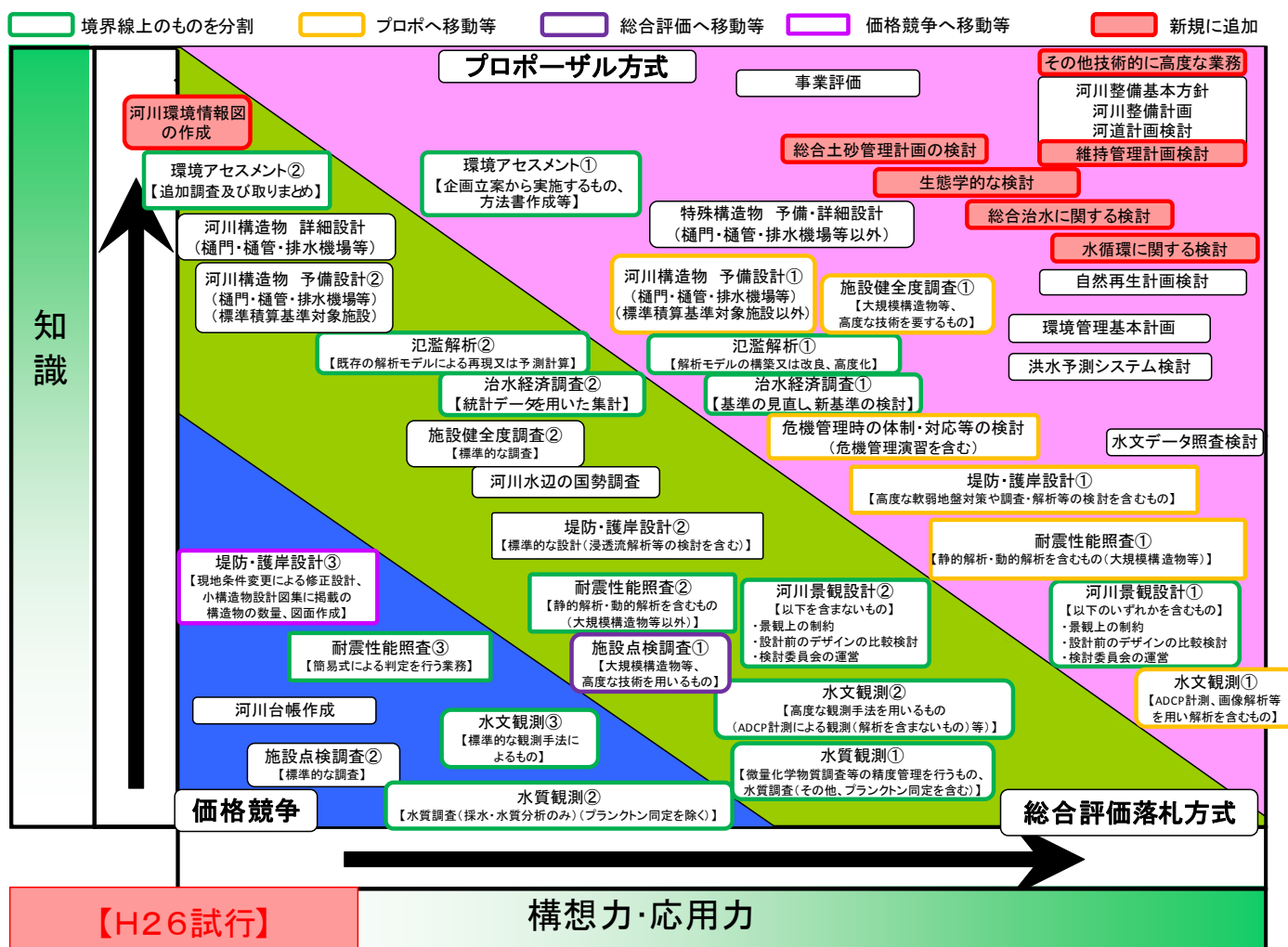
・上記6事業毎に示す「発注方式選定表」に基づき、適切な発注方式を選定する。この選定の際には、発注担当課長は、業務内容との整合性を十分確認するものとする。

2) 内容の見直し

発注方式選定表については、「調査設計等分野における品質確保に関する懇談会」での審議内容を踏まえ、内容の見直しが予定されているためガイドラインへの反映を適宜実施する。

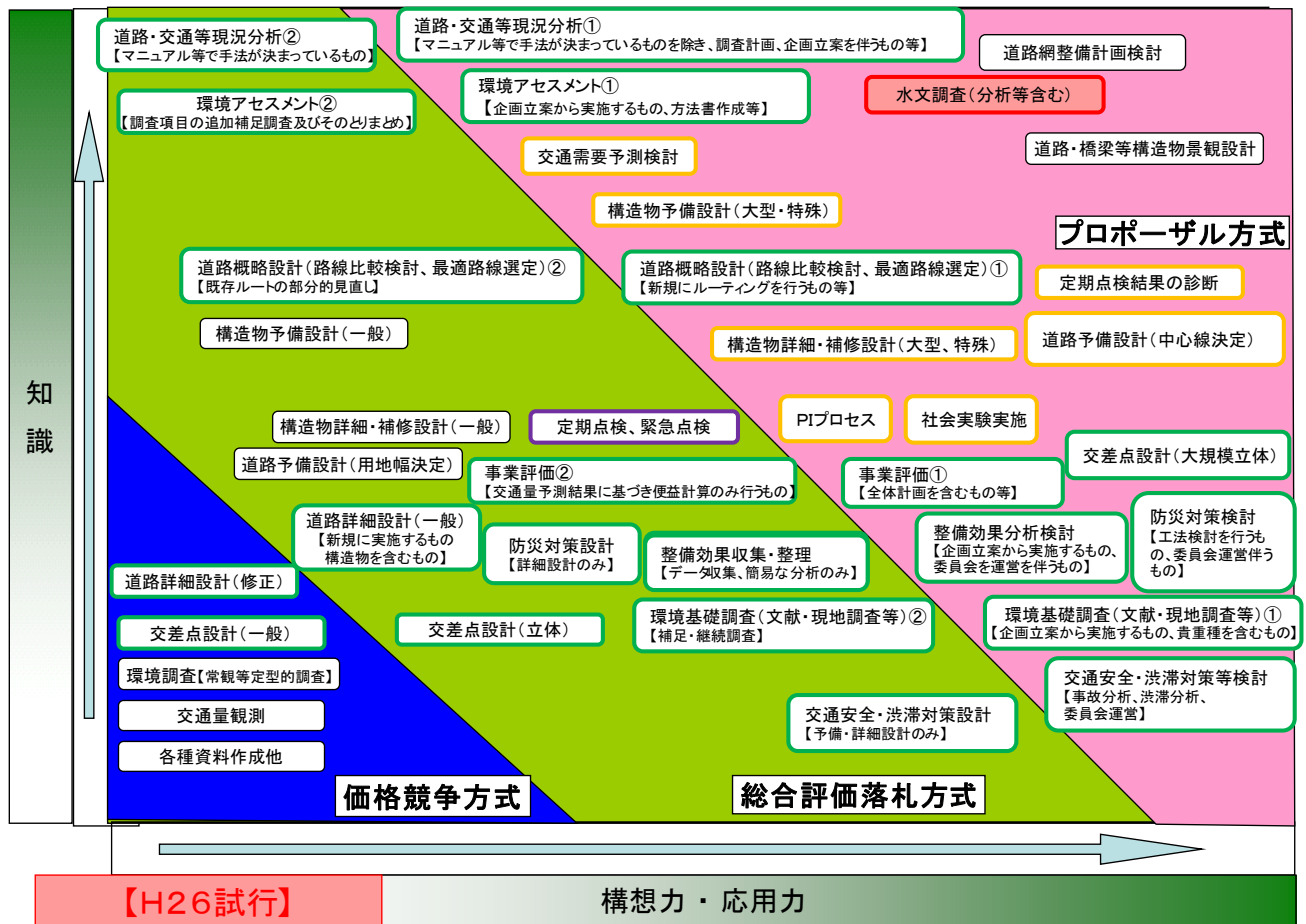
【発注方式選定表】

【河川事業】

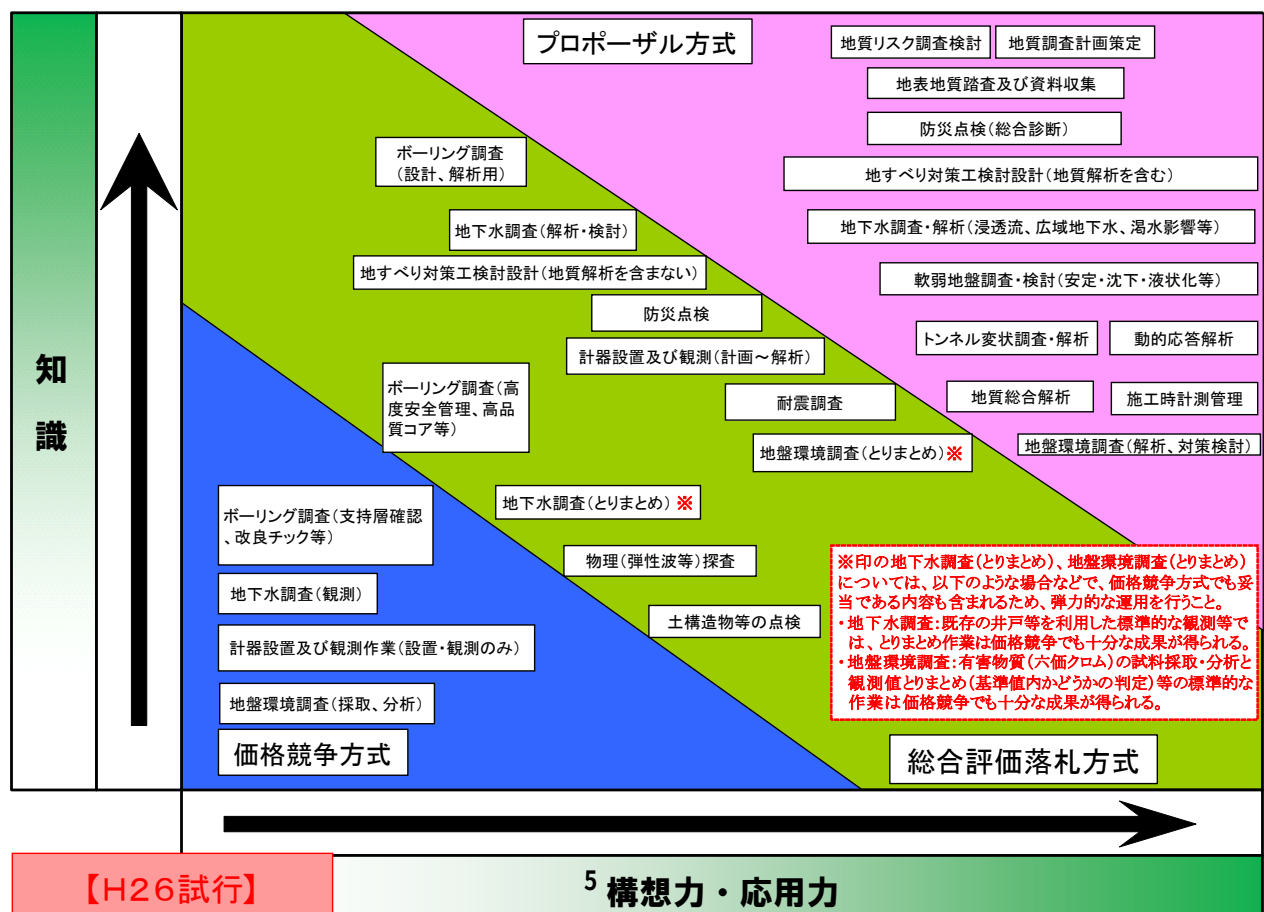


【基本・共通】

【道路事業】 境界線上のものを分割 プロポへ移動等 総合評価へ移動等 新規に追加

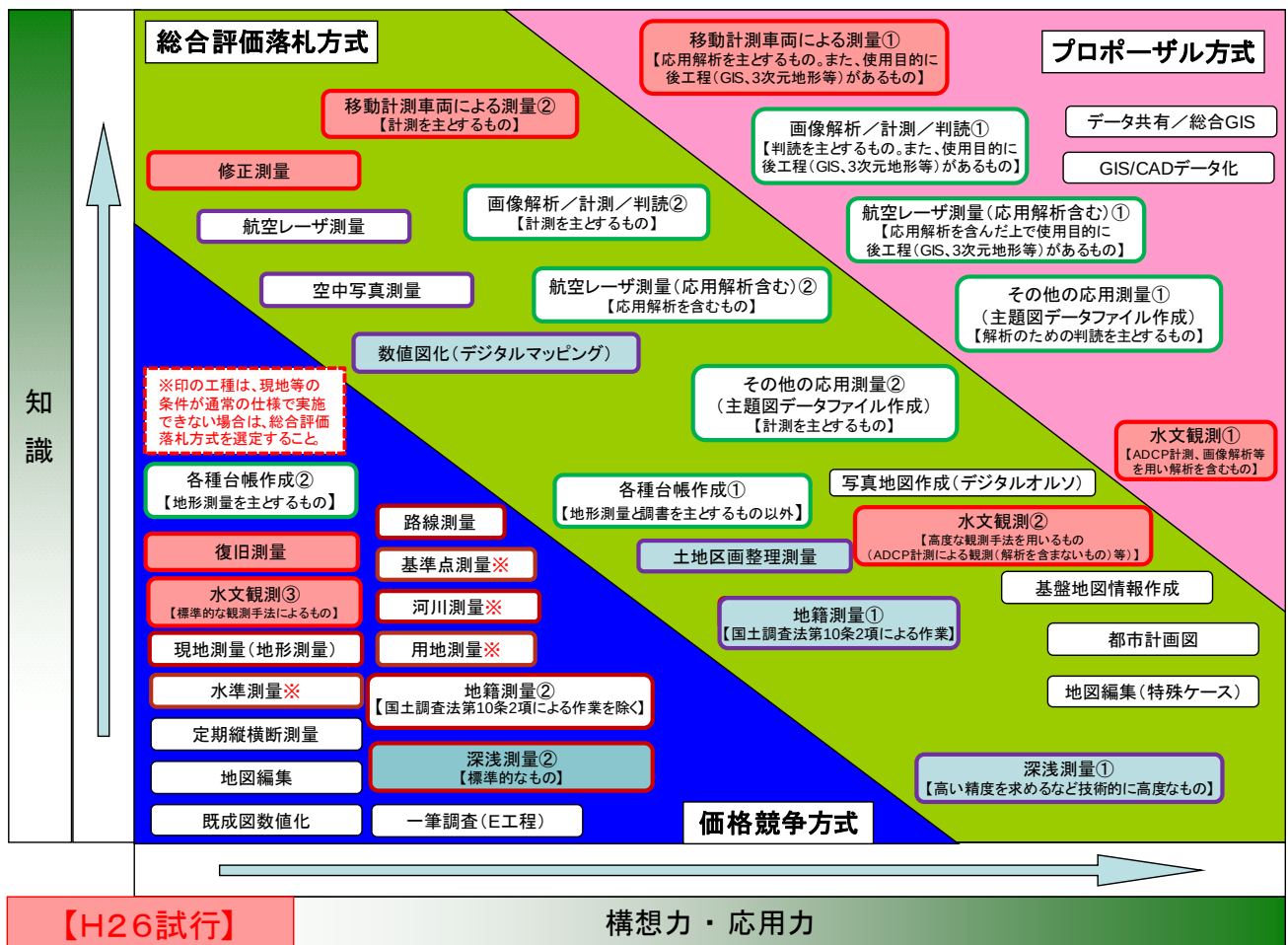


【地質調査】

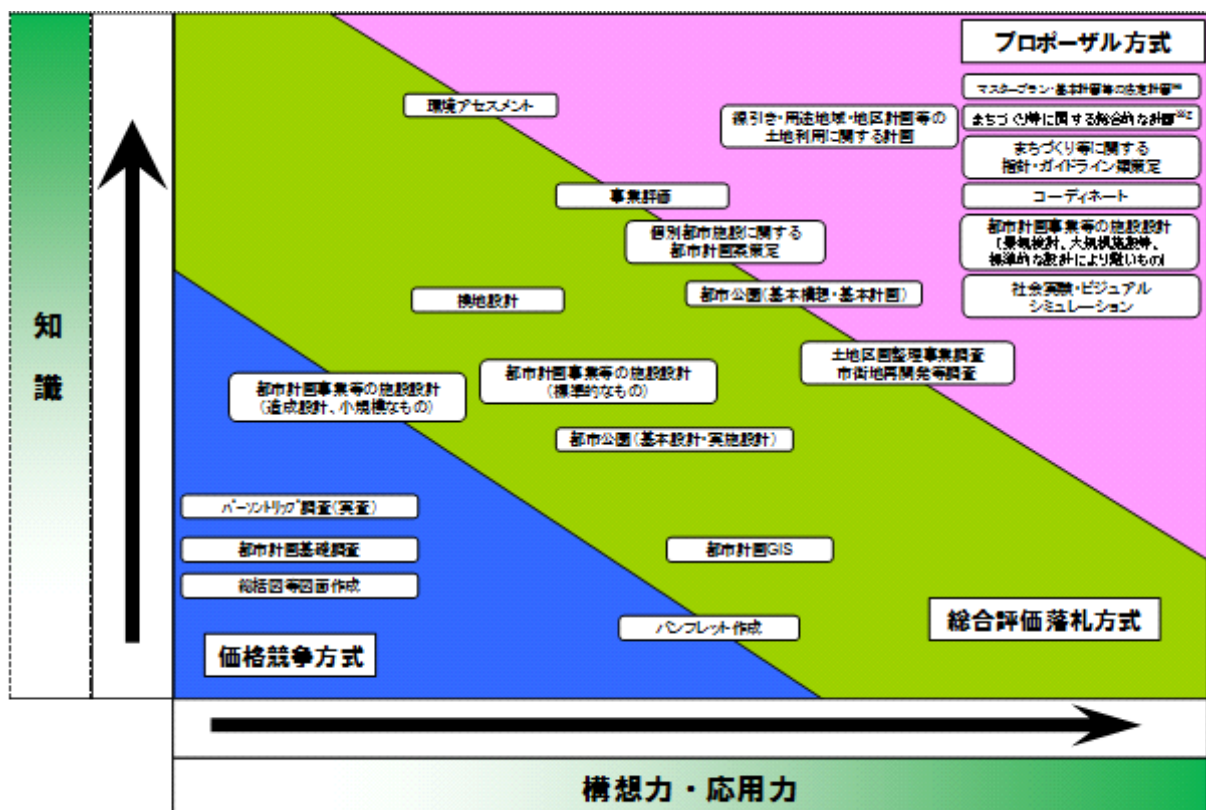


【基本・共通】

【測量調査】 境界線上のものを分割 プロポへ移動等 総合評価へ移動等 価格へ移動等

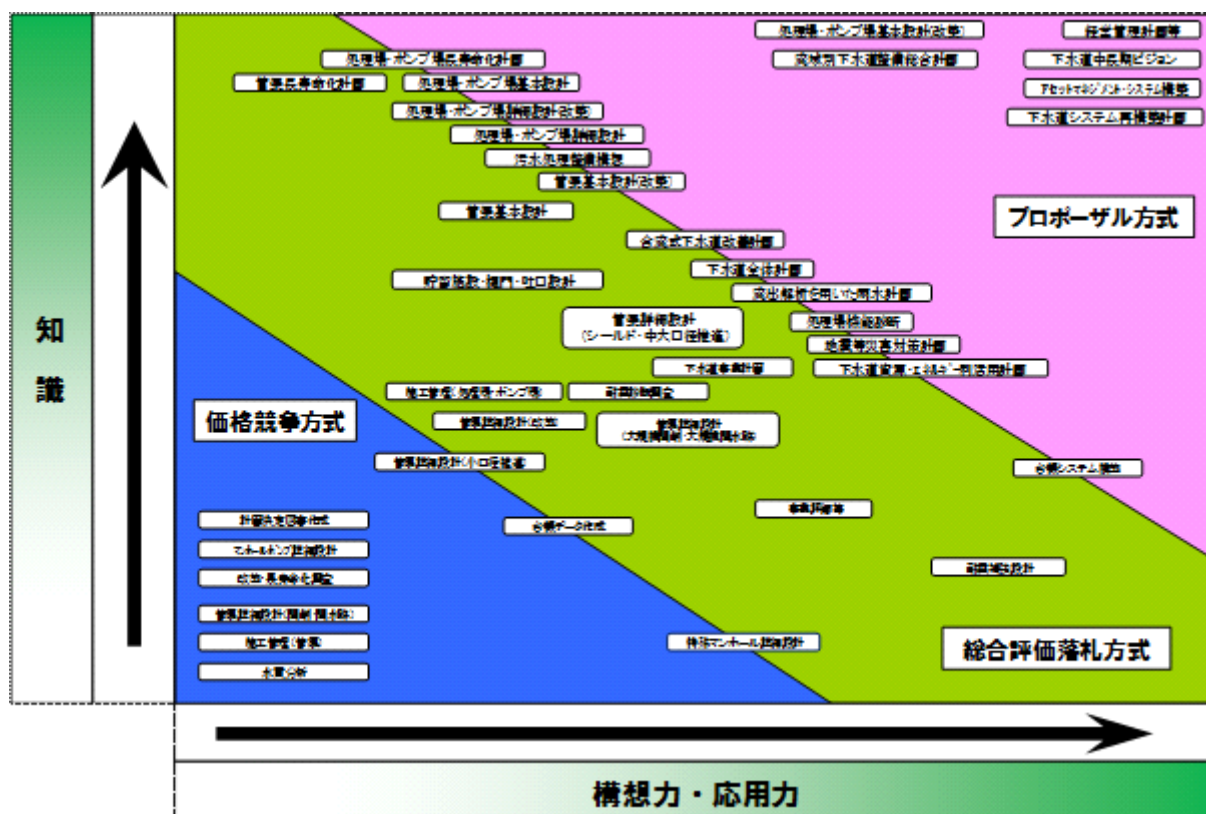


【都市事業】



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市開発局方針、他の基本計画、都市再生機構計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン、道路、市街地整備に関する道路(大規模化等)、都市の防災・環境(防災対策都市づくり等)、防災等に関する基本計画等

【下水道事業】



●留意点

- ・ 総合評価落札方式における評価値配点割合選定の基本的な考え方は、価格競争との境界に近いものは1 : 1、プロポーザル方式との境界に近いものは、1 : 2 ~ 1 : 3とする。
- ・ 総合評価落札方式1 : 2 ~ 1 : 3に該当する業務については1 : 2を基本とし、業務の難易度が高く、専門的な知識の構想力・応用力に関する技術評価が重要な業務については1 : 3を採用する。

Ⅱ 中立かつ公平な審査・評価の確保**1. 審査及び手続きの流れ**

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により手続きを行う場合は、企画提案・技術提案の審査が中立かつ公正に行われるよう、原則として外部委員のみで組織された総合評価審査委員会 第三部会（地域部会含む）（以下「委員会」という。）において審査又は意見聴取を実施する。

	対 象 業 務
第三部会	本官業務、地整統一業務
地域部会	分任官業務（地整統一業務除く）

なお、委員会において審査又は意見聴取する業務及び内容は以下のとおりとする。

○プロポーザル方式

全ての業務について、企画提案の審査を行うものとする。

時間的猶予がない場合は、委員会の当該分野の専門家2名以上の委員による持ち回り委員会で審査も可とする。

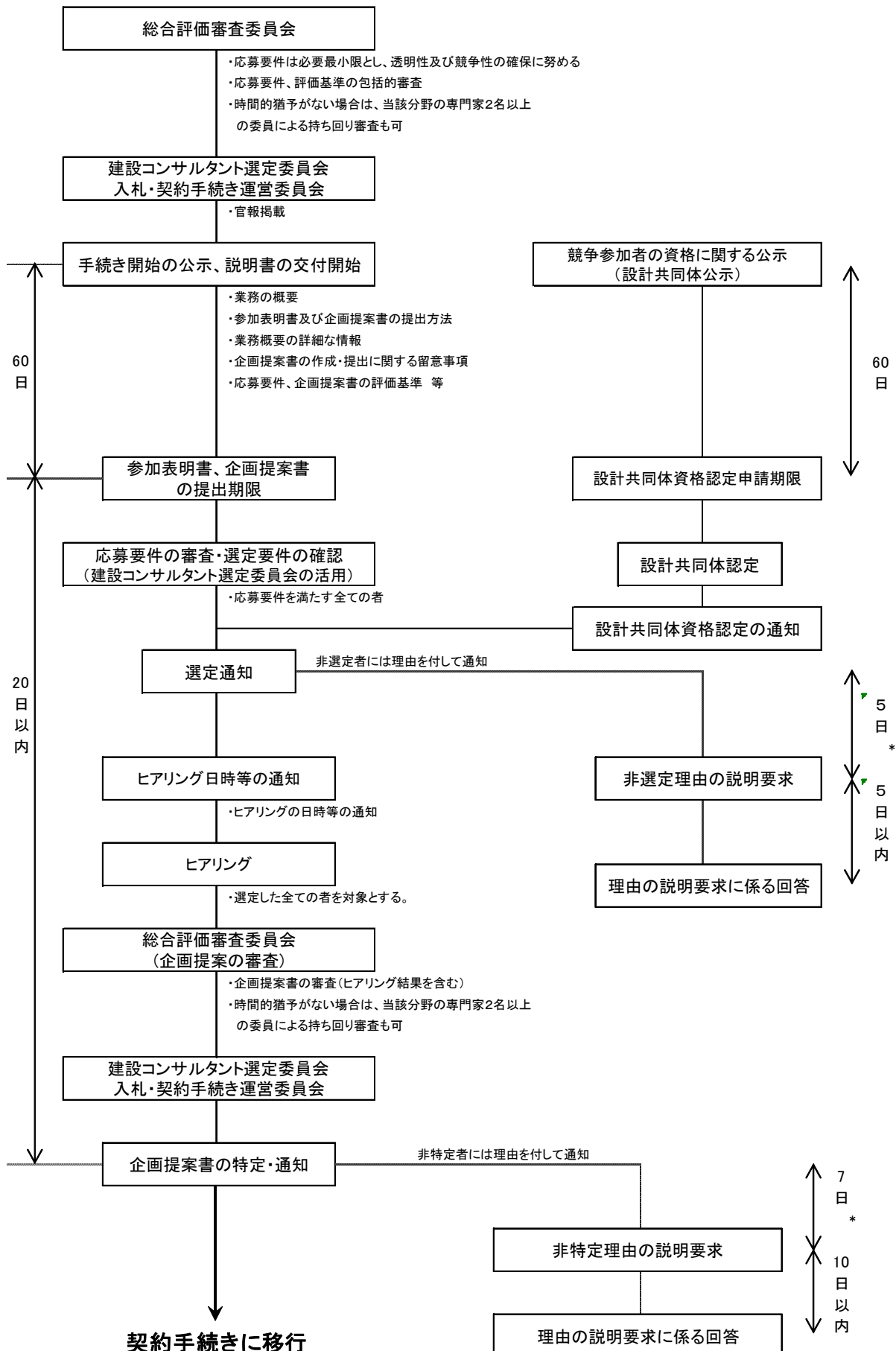
なお、評価方法（評価項目、評価基準及び配点）については、あらかじめ包括的な審査を実施するものとする。

高度な業務を対象に外部の学識者等で構成する専門委員会を、個別業務毎に設置し企画提案の審査を実施することも可能とする。

○総合評価落札方式

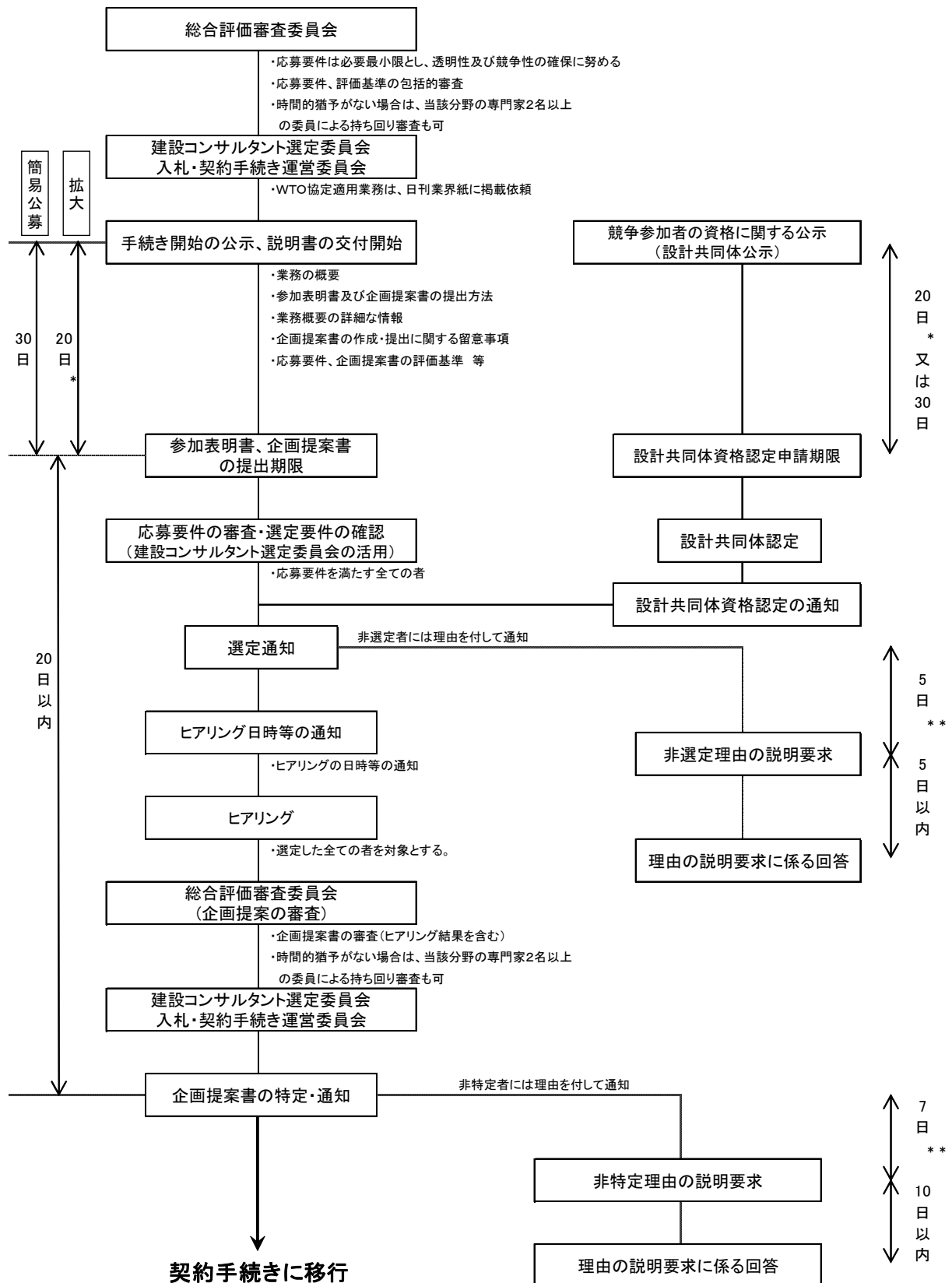
複数の業務に共通する評価方法に関すること、評価項目、配点割合等を標準から変更する業務については、評価項目、評価基準及び配点の決定方法について意見聴取を行う。

公募型プロポーザル方式の手続き



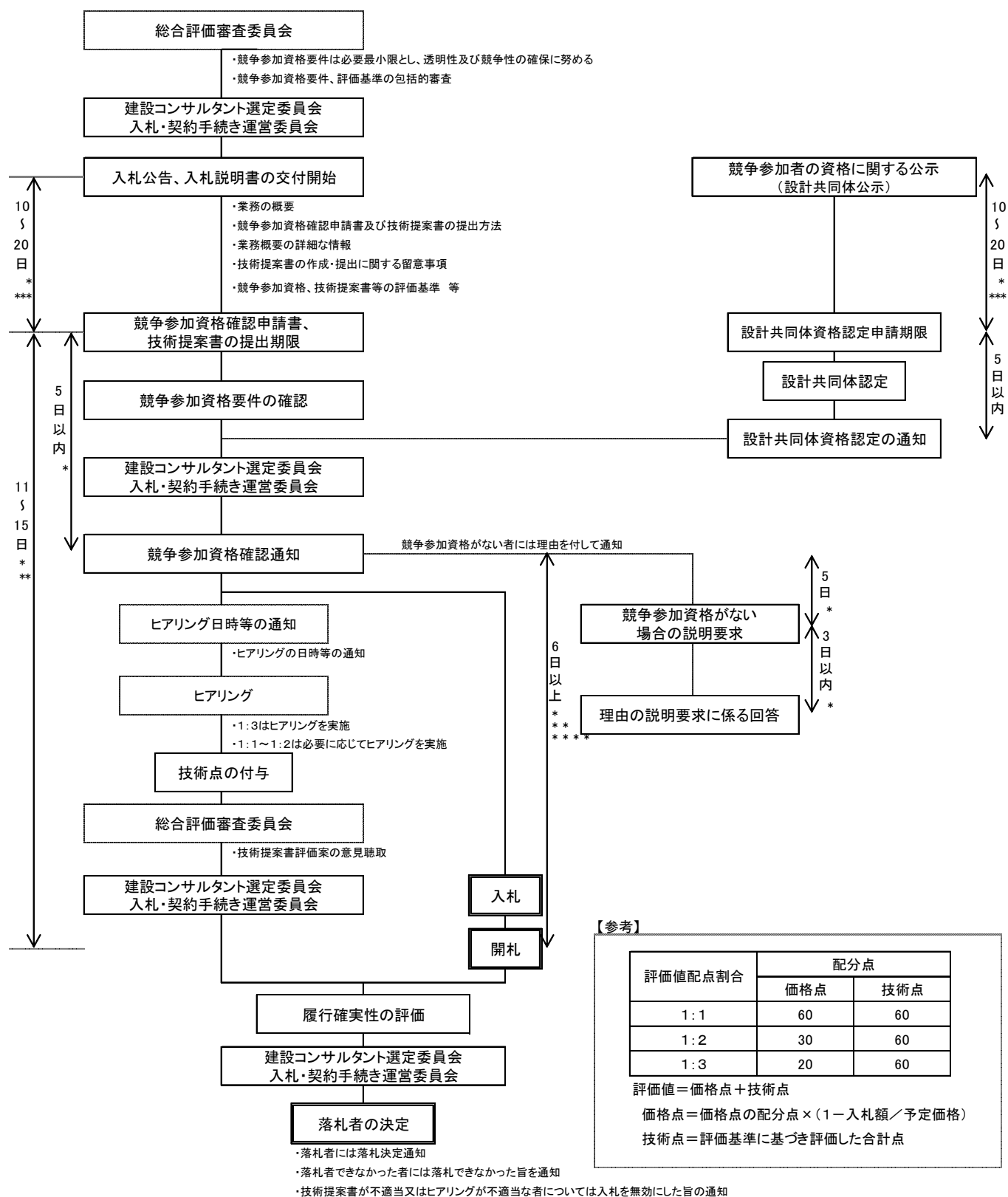
* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式の手続き



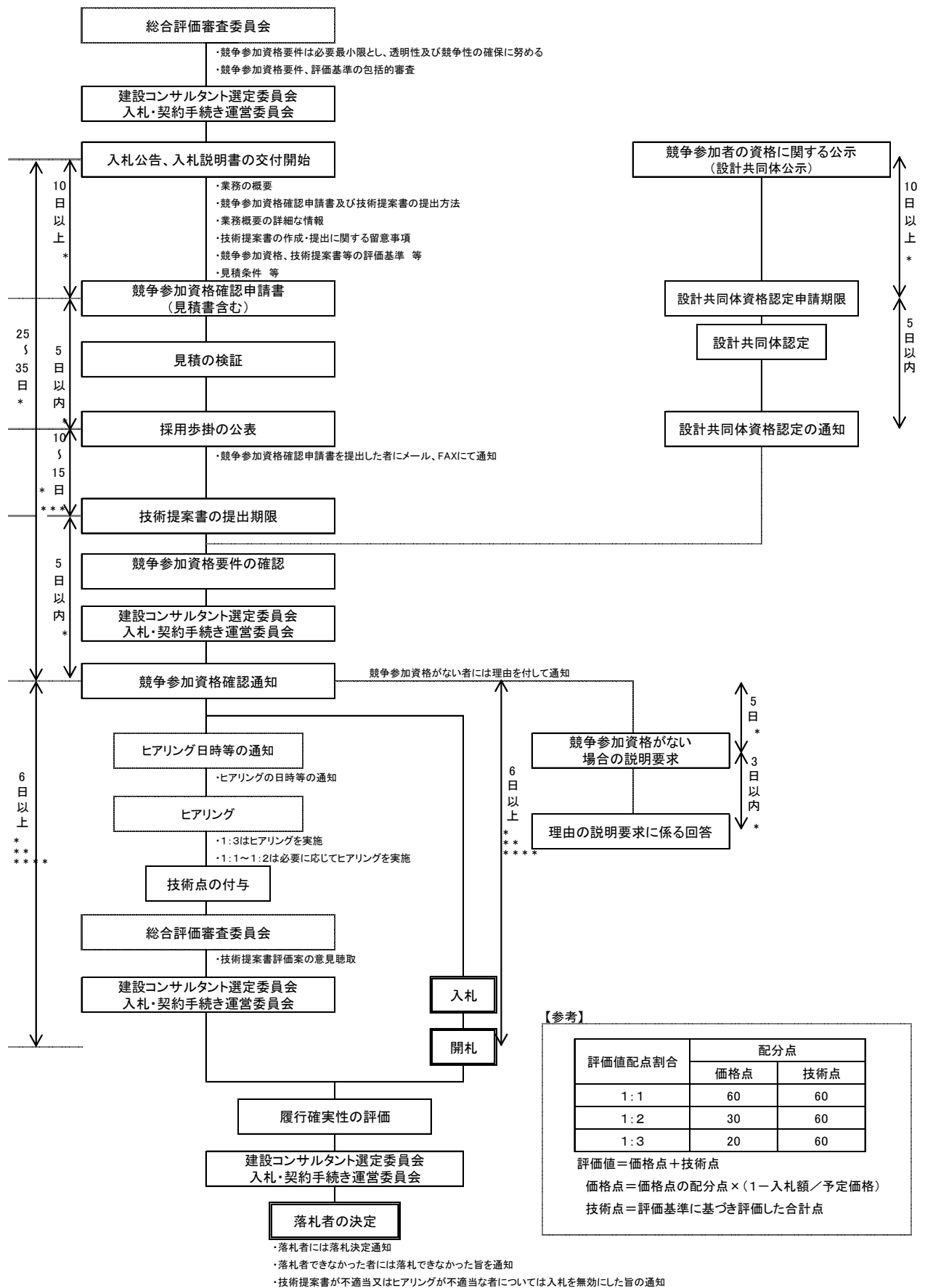
- * 参加表明者が技術提案書作成に要する作業量が少ない場合かつ業務の発注予定について十分に周知徹底が図られている場合には5日程度の短縮が可能。
- ** 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

一般競争総合評価落札方式(見積徴集なし)の手続き



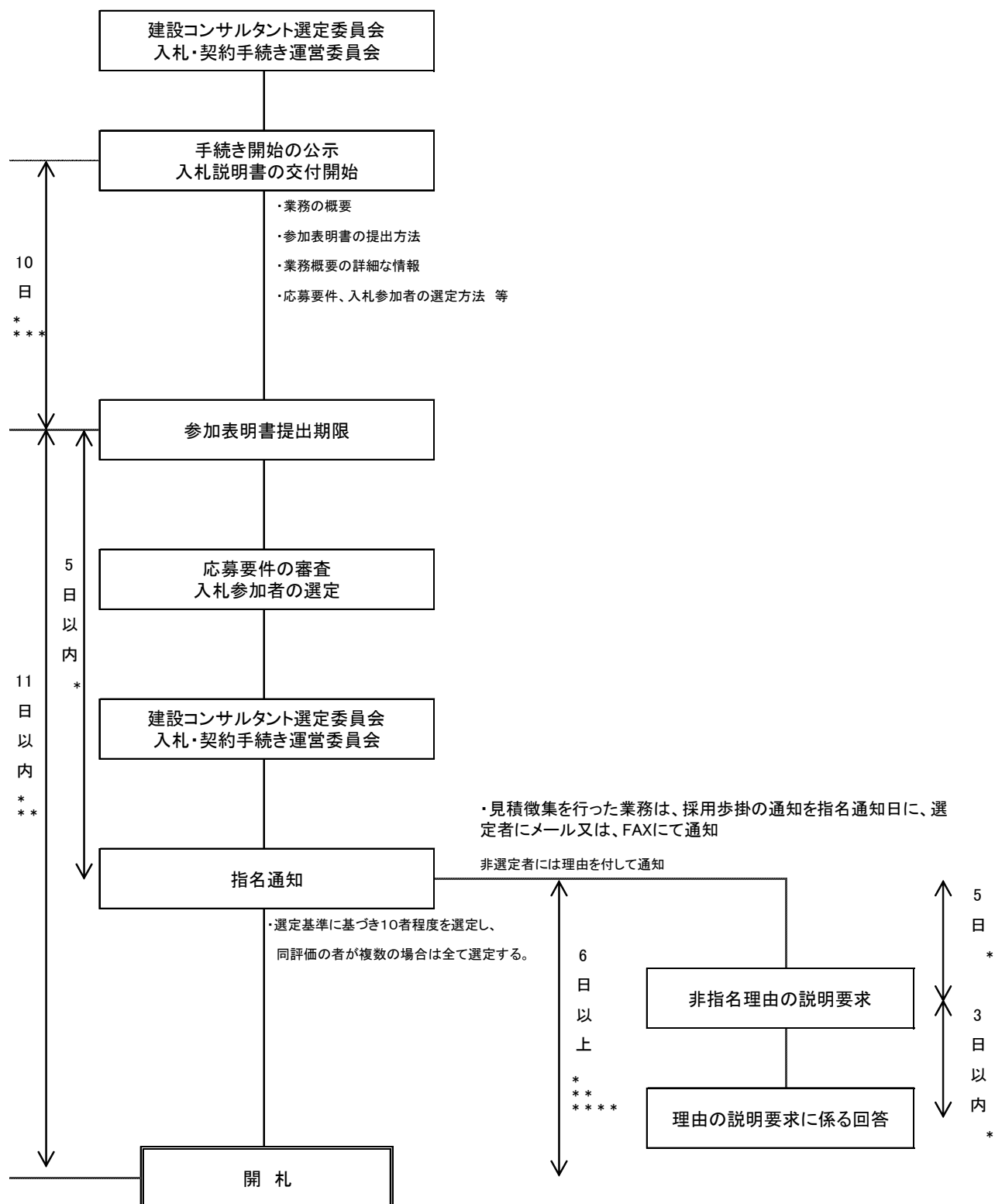
- * 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
- ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
- *** テーマを求めない場合は10日とする。テーマを求める場合は、難易度に応じて15日～20日とする。
- **** 「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

一般競争総合評価落札方式(見積徴集あり)の手続き



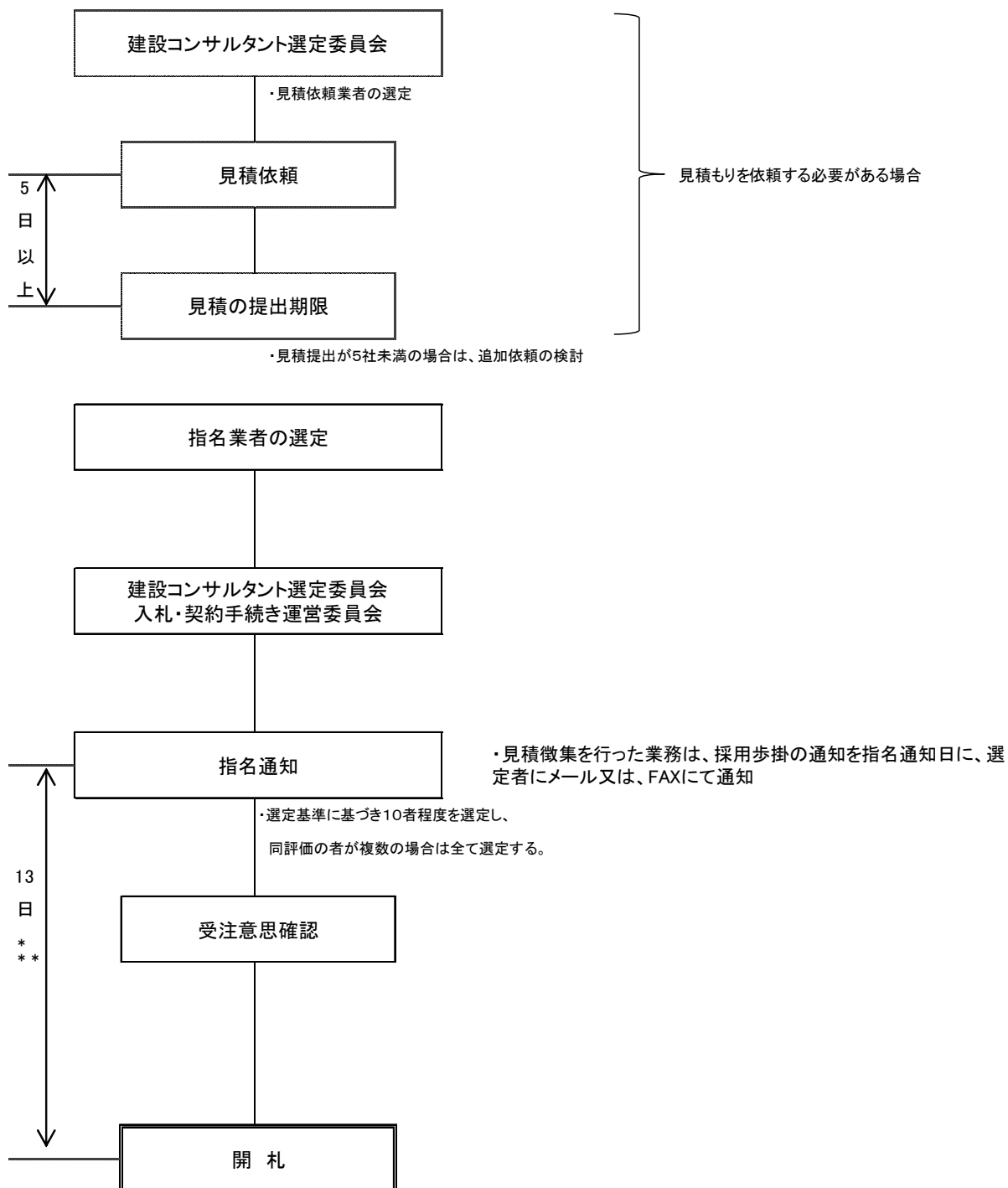
- * 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
 ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
 *** テーマを求めない(実施方針のみ)場合、10日とする。テーマを求める場合は、15日とする。
 **** 「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

簡易公募型競争入札方式の手続き



- * 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含めない。
- ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
- *** 5日まで適宜短縮可能。ただし、見積を徴集する場合は短縮不可。
- **** 「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

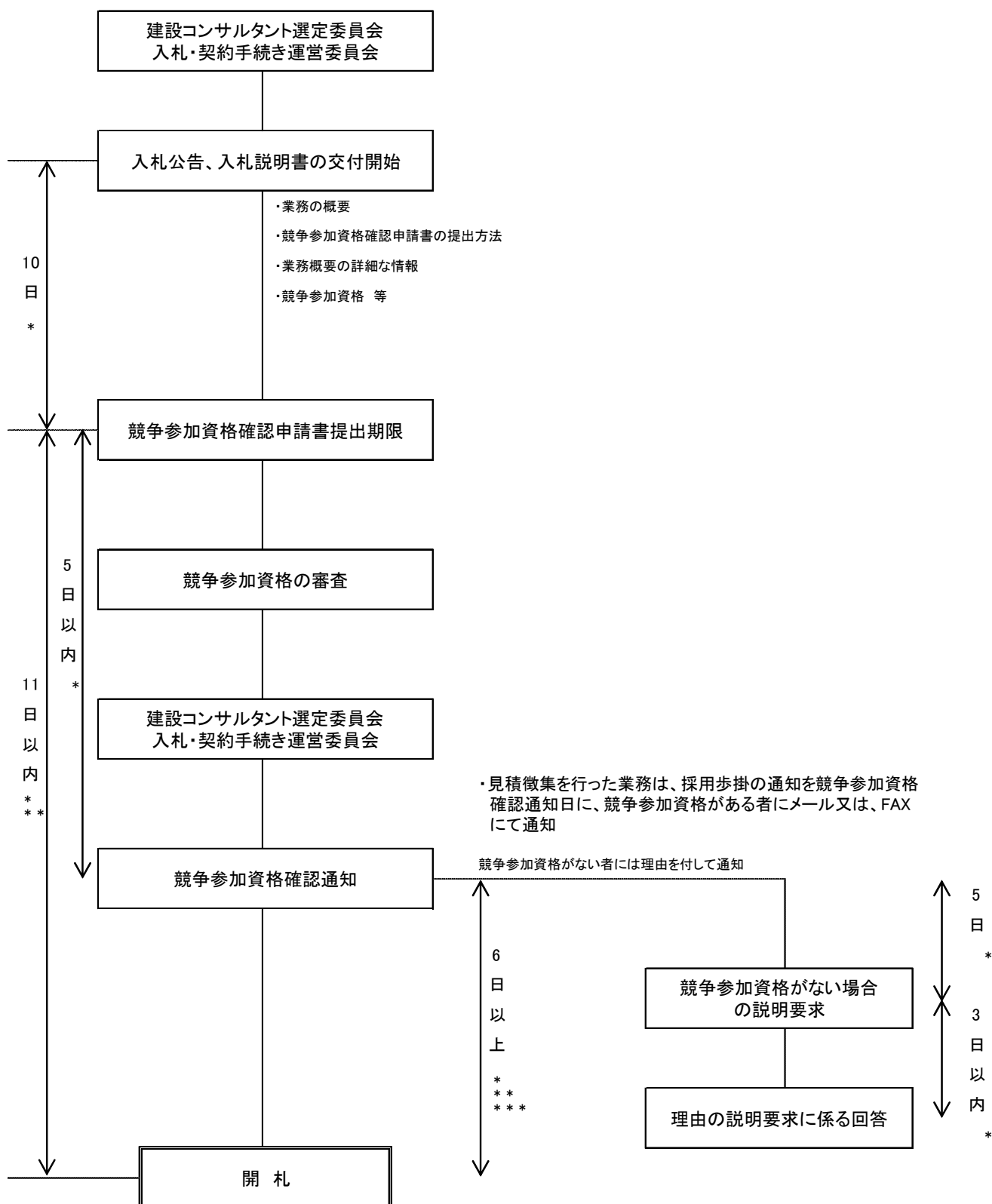
指名競争入札方式の手続き



* 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

** 見積徴集を行う場合は、8日

一般競争入札方式の手続き



- * 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
- ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
- *** 「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

2. 各方式における標準配点

平成27年度 プロポーザル方式における標準配点

評価項目			応募・選定 要件	特定項目		備考
				1テーマ	2テーマ	
基本事項 (企業)	基本的要件	予決令及び会計令	◎			
		一般競争参加資格	◎			
		会社更生法又は民事再生法	◎			
		指名停止の措置	◎			
		警察当局から排除要請	◎			
		設計共同体の認定	◎			
		競争の適正阻害	◎			
	企業	業務実績	◎	5		
		業務成績	－	4		
		企業信頼度 (優良表彰の有無)	－	2		
		業務拠点	－	5		原則設定しない。
		地域精通度 (地域での業務経験)	－	5		
		企業信頼度 (文書注意等の措置)	－	(－2)		
		業務実施体制	◎			
		中立性・公平性	△			
守秘性		△				
小計				11		
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	◎	5		
		業務実績	◎	5		
		業務成績	－	10		
		技術者信頼度 (優良表彰の有無)	－	4		
		地域精通度 (地域での業務経験)	－	5		
		手持ち業務量	○			
		直接雇用関係	○			
	担当技術者	資格	△	3		国交省登録技術者資格対象業務は設定すること。
	小計				24	
企画提案書	実施方針		◎	10		・ヒアリングの結果を企画提案書に反映
	業務実施体制		◎	5		
	特定テーマ1		◎	50	25	
	特定テーマ2		◎		25	
	小計				65	
合計				100		

「◎」: 必ず設定、「○」: 原則設定、「△」: 必要に応じて設定

※標準配点においては満点を100点とする。

※特定テーマ数を追加しても、企画提案書評価(特定テーマ)の配点の合計(50点)は変更しない。

※地域精通度などの追加項目を設定場合は、標準配点に追加項目の配点分だけ加える。

※担当技術者及び照査技術者へ上記以外の要件を設定する場合は相談してください。

 : 業務内容に応じて設定する項目

【基本・共通】

プロポーザル方式の評価点の配点例【土木関係建設コンサルタント】

			配点イメージ	標準配点案		
				配点	1テーマ	2テーマ
基本事項評価 (企業)	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績3件（過去10年間）	同種・類似業務		5	5	
				4	4	
				3	3	
				2	2	
				1	1	
	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績3件（過去10年間）	同種業務		5		
				3		
				1		
	業務成績 平成25年度から26年度末までに(過去2年間)完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点77点以上	4	4		
		平均点76点	3	3		
		平均点74～75点	2	2		
		平均点60～73点 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績がある	1	1		
		平均点60点未満 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績なし	欠格	欠格		
	企業信頼度(優良表彰の有無) 平成26年度から27年度まで(過去2年間・表彰年度)に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験	局長表彰の実績を有する	2	2		
		事務所長表彰の実績を有する	1	1		
	業務拠点 【原則設定しない。】 【業務拠点を設定する場合は、地域精通度を設定しない。】	〇〇事務所管内に営業拠点等を有する	5			
		〇〇県内に営業拠点等を有する	3			
		上記以外	評価しない			
	地域精通度(地域での業務経験) 平成17年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験(過去10年間) 【地域精通度を設定する場合は、業務拠点を設定しない。】	●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。	5			
		△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。	3			
		上記以外	評価しない			
	企業信頼度(文書注意等の措置) ※公示日現在	該当無し	0	0		
		文書注意	-2	-2		
		口頭注意	-1	-1		
	小計			11	11	
基本事項評価 (技術者)	管理技術者	資格	技術士、博士	5	5	
			RCCM等	3	3	
		資格(1) 【国土交通省登録技術者資格:担当技術者に設定の場合】	技術士、博士	5		
			RCCM等	3		
		資格(2) 【国土交通省登録技術者資格:管理技術者に設定の場合】	技術士、博士	5		
			国土交通省登録技術者資格	3		
			上記以外	1		
		業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績3件（過去10年間）		5	5	
				4	4	
				3	3	
				2	2	
				1	1	
		業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績3件（過去10年間）		5		
				3		
				1		
		業務成績 平成23年度から26年度末までに(過去4年間)完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点79点以上	10	10	
			平均点78点以上～79点未満	9	9	
			平均点77点以上～78点未満	8	8	
			平均点76点以上～77点未満	7	7	
			平均点75点以上～76点未満	6	6	
			平均点74点以上～75点未満	5	5	
			平均点73点以上～74点未満	4	4	
			平均点72点以上～73点未満	3	3	
			平均点71点以上～72点未満	2	2	
			中部地整平均点70点以上～71点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績がある	1	1	
		中部地整平均点60点以上～70点未満	0	0		
		中部地整平均点60点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績ない	欠格	欠格		
		技術者信頼度(優良表彰の有無) 平成24年度から27年度まで(過去4年間・表彰年度)に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験	局長表彰	4	4	
			事務所長表彰	2	2	
		地域精通度(地域での業務経験) 平成17年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験(過去10年間)	●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。	5		
	△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。		3			
	上記以外		評価しない			
	担当技術者	資格 【国土交通省登録技術者資格関連】	技術士、博士	3		
			国土交通省登録技術者資格			
			上記以外	1		
	合計			24	24	
	企画提案書	実施方針		10	10	10
		業務実施体制		5	5	5
特定テーマ1			50	50	25	
特定テーマ2					25	
合計			65	65	65	
総計			100	100	100	

：業務内容に応じて設定する項目

平成27年度 総合評価落札方式における標準配点

評価項目			競争参加 資格要件	評価項目		備考
				1:1,1:2 ヒアリング無し テーマ無し	1:2,1:3 ヒアリング有り テーマ有り	
基本事項 (企業)	基本的要件	予決令及び会計令	◎			
		一般競争参加資格	◎			
		会社更生法又は民事再生法	◎			
		指名停止の措置	◎			
		警察当局から排除要請	◎			
		設計共同体の認定	◎			
		競争の適正阻害	◎			
	企業	業務実績	◎	2		
		業務成績	－	4		
		企業信頼度 (優良表彰の有無)	－	2		
		業務拠点	○	2		
		地域精通度 (地域での業務経験)	－	2		
		企業信頼度 (地域貢献度)	－	3		
		企業信頼度 (文書注意等の措置)	－	(－2)		
		業務実施体制	◎			
		中立性・公平性	△			
		守秘性	△			
	小計				10	
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	◎	3		
		業務実績	◎	3		
		業務成績	－	10		
		技術者信頼度 (優良表彰の有無)	－	4		
		地域精通度 (地域での業務経験)	－	3		
		手持ち業務量	○			
		直接雇用関係	○			
	担当技術者	資格	△	2		国交省登録技術者資格対象業務は設定すること。
	小計				20	
技術案書	実施方針		◎	15	10	・ヒアリングの結果を企画提案書に反映
	業務実施体制		◎	15	10	
	特定テーマ1		△	－	10	
	小計				30	30
合計				60		

「◎」: 必ず設定、「○」: 原則設定、「△」: 必要に応じて設定

※標準配点においては満点を60点とする。

※地域精通度などの追加項目を設定する場合は、加点分を他項目から減じ配点の合計(60点)は変更しない。。

※担当技術者及び照査技術者へ上記以外の要件を設定する場合は相談してください。

 : 業務内容に応じて設定する項目

【基本・共通】

総合評価落札方式の評価点の配点例【土木関係建設コンサルタント】

			配点イメージ	標準配点案		
				配点	1:1,1:2 ヒアリング無し テーマ無し	1:2,1:3 ヒアリング有り テーマ有り
基本事項評価 (企業)	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績1件（過去10年間）	同種・類似業務	2	2		
			1	1		
	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件（過去10年間）	同種業務	2			
	業務成績 平成25年度から26年度末までに(過去2年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点77点以上	4	4		
		平均点76点	3	3		
		平均点74～75点	2	2		
		平均点60～73点 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績が有る	1	1		
		平均点60点未満 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績なし	欠格	欠格		
		企業信頼度(優良表彰の有無) 平成26年度から27年度まで(過去2年間・表彰年度)に、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験	局長表彰の実績を有する	2	2	
	事務所長表彰の実績を有する		1	1		
	業務拠点 【業務拠点を設定する場合は、地域精通度を設定しない。】	〇〇事務所管内に営業拠点等を有する	2	2		
		〇〇県内に営業拠点等を有する	1	1		
	地域精通度(地域での業務経験) 平成17年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験(過去10年間) 【地域精通度を設定する場合は、業務拠点を設定しない。】	上記以外	評価しない	評価しない		
		●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。	2			
		△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。	1			
		上記以外	評価しない			
	企業信頼度(地域貢献度) 中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等から、災害復旧等の地域貢献度に関する実績	災害復旧等に関する表彰又は感謝状(過去2年間)を受けた実績がある。	3			
		要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動(過去5年間)の実績がある。	2			
		災害協定を締結している。	1			
		上記以外	評価しない			
	企業信頼度(文書注意等の措置) ※公示日現在	該当無し	0	0		
		文書注意	-2	-2		
		口頭注意	-1	-1		
小計			10	10		
基本事項評価 (技術者)	管理技術者	資格	技術士、博士	3	3	
		RCCM等	1	1		
		業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績1件（過去10年間）	同種・類似業務	3	3	
			1	1		
		業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件（過去10年間）	同種業務	3		
		業務成績 業務成績 平成23年度から26年度末までに(過去4年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点79点以上	10	10	
			平均点78点以上～79点未満	9	9	
			平均点77点以上～78点未満	8	8	
			平均点76点以上～77点未満	7	7	
			平均点75点以上～76点未満	6	6	
			平均点74点以上～75点未満	5	5	
			平均点73点以上～74点未満	4	4	
			平均点72点以上～73点未満	3	3	
			平均点71点以上～72点未満	2	2	
			中部地整平均点70点以上～71点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績が有る	1	1	
			中部地整平均点60点以上～70点未満	0	0	
			中部地整平均点60点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績ない	欠格	欠格	
		技術者信頼度(優良表彰の有無) 平成24年度から27年度まで(過去4年間・表彰年度)に、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験	局長表彰	4	4	
			事務所長表彰	2	2	
		地域精通度(地域での業務経験) 平成17年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験(過去10年間)	●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。	3		
			△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。	1		
			上記以外	評価しない		
		合計			20	20
技術提案書	実施方針		15	15	10	
	業務実施体制		15	15	10	
	特定テーマ1				10	
	合計		30	30	30	
総計			60	60	60	

：業務内容に応じて設定する項目

【基本・共通】

総合評価落札方式の評価点の配点例【国土交通省登録技術者資格・試行2】

			配点イメージ	標準配点案		
				配点	国土交通省 登録技術者資 格1:1,1:2	H27試行2 1:3
基本事項評価 (企業)	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績1 件（過去10年間）	同種・類似業務	2	2		
			1	1		
	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件（過去 10年間）	同種業務	2			
	業務成績 平成25年度から26年度末までに（過去2年間）完了した業務のう ち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建 設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点77点以上	4	4		
		平均点76点	3	3		
		平均点74～75点	2	2		
		平均点60～73点	1	1		
		過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績が有る				
	平均点60点未満 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績なし	欠格	欠格			
	企業信頼度（優良表彰の有無） 平成26年度から27年度まで（過去2年間・表彰年度）に、中部地方 整備局（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」 における優良業務表彰の経験	局長表彰の実績を有する	2	2		
		事務所長表彰の実績を有する	1	1		
	業務拠点 【業務拠点を設定する場合は、地域精通度を設定しない。】	〇〇事務所管内に営業拠点等を有する	2	2		
		〇〇県内に営業拠点等を有する	1	1		
	企業信頼度（文書注意等の措置） ※公示日現在	上記以外	評価しない	評価しない		
		該当無し	0	0		
		文書注意	-2	-2		
	口頭注意	-1	-1			
小計			10	10		
基本事項評価 (技術者)	管理技術者	資格	技術士、博士	3		3
		RCCM等	1		1	
		資格(1) 【国土交通省登録技術者資格・担当技術者に設定の 場合】	技術士、博士	3	3	
			RCCM等	1	1	
		資格(2) 【国土交通省登録技術者資格・管理技術者に設定の 場合】	技術士、博士	3		
			国土交通省登録技術者資格	2		
			上記以外	1		
		業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類 似業務の実績1件（過去10年間）	同種・類似業務	3	3	
				1	1	
		業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の 実績1件（過去10年間）	同種業務	3		
		業務成績 業務成績 平成23年度から26年度末までに（過去4年間）完了し た業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く） 発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務 評定点	平均点79点以上	10	10	20
			平均点78点以上～79点未満	9	9	19
			平均点77点以上～78点未満	8	8	18
			平均点76点以上～77点未満	7	7	17
			平均点75点以上～76点未満	6	6	14
			平均点74点以上～75点未満	5	5	11
			平均点73点以上～74点未満	4	4	7
			平均点72点以上～73点未満	3	3	4
			平均点71点以上～72点未満	2	2	2
			中部地整平均点70点以上～71点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績が有る	1	1	1
	中部地整平均点60点以上～70点未満		0	0	0	
	中部地整平均点60点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績ない		欠格	欠格	欠格	
	技術者信頼度（優良表彰の有無） 平成24年度から27年度まで（過去4年間・表彰年度） に、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務 「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の 経験	局長表彰	4	2	4	
		事務所長表彰	2	1	2	
	担当技術者	資格	技術士、博士	2	2	
		【国土交通省登録技術者資格関連】	国土交通省登録技術者資格			
			上記以外	1	1	
	合計			20	20	30
	技術提案書	実施方針		15	15	10
		業務実施体制		15	15	10
合計		30	30	20		
総計			60	60	60	

：業務内容に応じて設定する項目

平成27年度 簡易公募型競争及び一般競争方式における標準配点

評価項目			簡易公募型競争		一般競争	備考
			応募要件	選定要件	競争参加 資格要件	
基本事項 （企業）	基本的要件	予決令及び会計令	◎		◎	
		一般競争参加資格	◎		◎	
		会社更生法又は民事再生法	◎		◎	
		指名停止の措置	◎		◎	
		警察当局から排除要請	◎		◎	
		設計共同体の認定	◎		◎	
		競争の適正阻害	◎		◎	
	企業	業務実績	◎	2	◎	
		業務成績	－	4	－	
		企業信頼度 （優良表彰の有無）	－	2	－	
		業務拠点	◎	2	◎	
		地域精通度 （地域での業務経験）	－	2	－	
		企業信頼度 （地域貢献度）	－	3	－	
		企業信頼度 （文書注意等の措置）	－	（－2）	－	
		業務実施体制	◎		◎	
	小計			12		
基本事項 （技術者）	管理技術者	資格	◎	3	◎	
		業務実績	◎	3	◎	
		業務成績	－	10	－	
		技術者信頼度 （優良表彰の有無）	－	4	－	
		地域精通度 （地域での業務経験）	－	3	△	
		手持ち業務量	○		○	
	小計			23		
合計			35			

「◎」: 必ず設定、「○」: 原則設定、「△」: 必要に応じて設定

※標準配点においては満点を35点とする。

※地域精通度などの追加項目の評価をする時は、標準配点に追加項目の配点分だけ加える。

 : 業務内容に応じて設定する項目

【基本・共通】

簡易公募型競争方式の評価点の配点例【土木関係建設コンサルタント】

		配点イメージ		標準配点案
			配点	
基本事項評価 (企業)	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績1件（過去10年間）	同種・類似業務	2	2
			1	1
	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件（過去10年間）	同種業務	2	
	業務成績 平成25年度から26年度末までに(過去2年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点77点以上	4	4
		平均点76点	3	3
		平均点74～75点	2	2
		平均点60～73点 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績が有る	1	1
		平均点60点未満 過去2年間に他機関における同種・類似業務の実績なし	欠格	欠格
	企業信頼度(優良表彰の有無) 平成26年度から27年度まで(過去2年間・表彰年度)に、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験	局長表彰の実績を有する	2	2
		事務所長表彰の実績を有する	1	1
	業務拠点 【業務拠点を設定する場合は、地域精通度を設定しない。】	〇〇事務所管内に営業拠点等を有する	2	2
		〇〇県内に営業拠点等を有する	1	1
	地域精通度(地域での業務経験) 平成17年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験(過去10年間) 【地域精通度を設定する場合は、業務拠点を設定しない。】	上記以外	評価しない	評価しない
		●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。	2	2
		△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。	1	1
		上記以外	評価しない	評価しない
	企業信頼度(地域貢献度) 中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等から、災害復旧等の地域貢献度に関する実績	災害復旧等に関する表彰又は感謝状(過去2年間)を受けた実績がある。	3	
		要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動(過去5年間)の実績がある。	2	
		災害協定を締結している。	1	
		上記以外	評価しない	
	企業信頼度(文書注意等の措置) ※公示日現在	該当無し	0	0
		文書注意	-2	-2
		口頭注意	-1	-1
	小計		12	12
基本事項評価 (技術者)	資格	技術士、博士	3	3
		RCCM等	1	1
	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績1件（過去10年間）	同種・類似業務	3	3
			1	1
	業務実績 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件（過去10年間）	同種業務	3	
	業務成績 平成23年度から26年度末までに(過去4年間)完了した業務のうち、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点	平均点79点以上	10	10
		平均点78点以上～79点未満	9	9
		平均点77点以上～78点未満	8	8
		平均点76点以上～77点未満	7	7
		平均点75点以上～76点未満	6	6
		平均点74点以上～75点未満	5	5
		平均点73点以上～74点未満	4	4
		平均点72点以上～73点未満	3	3
		平均点71点以上～72点未満	2	2
		中部地整平均点70点以上～71点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績が有る	1	1
		中部地整平均点60点以上～70点未満	0	0
		中部地整平均点60点未満 過去4年間に他機関における同種・類似業務の実績ない	欠格	欠格
	技術者信頼度(優良表彰の有無) 平成24年度から27年度まで(過去4年間・表彰年度)に、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験	局長表彰	4	4
		事務所長表彰	2	2
	地域精通度(地域での業務経験) 平成17年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験(過去10年間)	●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。	3	3
		△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。	1	1
		上記以外	評価しない	評価しない
	合計		23	23
	総計		35	35

: 業務内容に応じて設定する項目

2. 建設コンサルタント業務等における入札時の手続き

(1) 一般的事項

応募・競争参加資格要件については、公示・公告文において明記するものとし、選定・特定要件は説明書において詳細を記載するものとする。

(2) 評価基準

- ①選定・特定要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ②選定・特定要件については、必要最低限の項目を設定するものとする。
- ③評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- ④総合評価落札方式の場合は、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合を業務目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- ⑤業務に多数の参加者が想定される場合は、業務内容に応じて業務拠点等の設定により、要件を満たす者が30者程度以上となるように設定すること。

(3) 評価

- ①評価は、説明書に基づいて行うものとし、説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- ②技術等の評価は、公正、公平な審査を適切に行うものとし、当該審査に当たっては、全ての参加者に共通の基準で行うものとする。

3. 設計共同体（市場化テスト対象業務等は除く）

(1) 基本的な考え方

企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応等の観点から、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する際には単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。なお、設計共同体の構成員の組合せは、2者以内を基本とする。

(2) 設計共同体の設定を行わない業務

設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる業務の場合は、設計共同体の設定を行わないものとする。

1) 明確な役割分担ができない業務

業務として一連の作業等が必要な業務。ただし、区域による区分が可能である場合は除く。

例：主要な調査・検討項目が一つしかない業務

2) 作業分担により大きく品質向上が期待できない業務

作業規程等により調査方法や成果の精度が定められている業務及び再委託の活用で足りる業務

例：測量業務、交通量測定業務、騒音・振動測定業務 等

- 3) 役割分担（得意分野）の詳細な確認ができない方式で発注する業務
価格のみによる競争で発注する業務（一般競争入札、簡易公募型競争入札）
※企画・技術提案書の提出を求めないことから、実施体制等について詳細な確認が困難なため

(3) その他

設計共同体の申請において、代表者・構成員の業務役割分担の考え方が、下記に示す内容を満たさない場合は、申請を認めない場合がある。

業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、
一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(4) 設計共同体に対する審査・評価

1) 実績

- ・設計共同体による実績の場合は、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
- ・設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

2) 評価

- ・設計共同体の評価は、構成員毎に業務実績及び業務成績を確認・評価し、優位な構成員の評価を採用する。
- ・業務成績については、設計共同体の実績も含めて評価する。
- ・優良表彰の実績については、代表者、構成員共に評価の対象とする。

4. 年度・基準日

1) 発注者支援業務・早期発注業務

発注者支援業務・早期発注業務を、前年度から発注手続きを開始する場合は、基準日を次年度の4月1日にするものとする。なお、業務実績の年度もあわせて次年度とする。

2) 手持ち業務量

第4四半期から発注手続きを開始する場合において、補正予算等で技術者の確保が困難と予想され適切でないと判断される場合は、基準日を次年度4月1日と設定することが出来る。なお、設定するにあたっては技術管理課へ相談するものとする。

5. 業務成績・技術者信頼度（優良表彰の有無）

- プロポーザル方式は、原則、業務拠点を設定しないため、企業・技術者共に全国規模の業務に従事していることから、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務における平均業務評定点及優良表彰の有無を評価の対象とする。
- 総合評価落札方式及び簡易公募型競争入札方式は、業務拠点を設定し中部地方整備局における実績を応募・参加要件としているため、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務における平均業務評定点及優良表彰の有無を評価の対象とする。

Ⅲ プロポーザル方式における要件設定と審査

1. 応募要件

応募要件は、業務の内容に応じて必要最低限を設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

応募要件の設定にあたっては、ガイドラインP.16に従って必ず設定する項目に、業務内容に応じて追加設定を行いあわせて理由を整理するものとする。

2. 選定要件

技術力による競争をより明確化するため、参加表明書と企画提案書を同時に提出を求めるものとし、応募要件を満たす全ての者を選定（選定通知により通知）する。このため、選定要件は応募要件と同一とする。

応募要件を満たしていない参加表明者に対しては、「応募要件を満たしていないため特定手続きを行わない」旨を、非選定通知により通知する。

（１）参加表明者に関する応募要件設定

１）基本的要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。また、設計共同体は原則として設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・土木関係建設コンサルタントは業種に応じて、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を記載すること。
- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

＜記載例＞

（１）単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下、「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成２７・２８年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

【プロポ：応募要件】

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年〇月〇日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成27年度〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2) 競争の適正阻害

＜記載例＞

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 業務の内容に応じて設定してするものとし、極端に絞り込みすぎないよう適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・ 同種又は類似業務として、2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。
- ・ 同種又は類似業務は、業務実績を満たす企業等を一定数以上（30者程度以上）を確認し競争性を確保出来るように設定する。
- ・ 同種業務のみを設定する場合は、特定要件として実績を評価するため、適切な評価となるように設定すること。
- ・ 業務実績は、（過去10年間、公示日現在）を基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。
 - ア) 同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない場合は、年数を限定をしないで設定することができる。
 - イ) 同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績を比較し実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- ・ 発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・ 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500

【プロポ：応募要件】

万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。

＜記載例＞

参加表明書を提出する者は、平成１７年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

４）業務拠点に関する要件

＜考え方＞

応募要件として、原則設定しないものとするが、下記に該当する場合は応募要件として設定することができる。ただし、設定する場合は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を含め、必要な理由を整理すること。

ア）業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定される場合

例：長期間に渡り業務の実施場所が限定される業務

＜記載例＞

○○管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、○○管内に技術者が１名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

５）業務実施体制に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

- ・土木関係コンサルタント業務：設計業務等共通仕様書第１１２８条第１項
- ・測量業務：測量業務共通仕様書第１２９条第１項
- ・地質調査業務：地質・土質調査業務共通仕様書第１２９条１項を記載すること。

【プロポ：応募要件】

＜設定にあたっての留意点＞

- ・主たる部分を上記に追加する場合は、説明書に明記すること。
- ・設計共同体の分担において、特記仕様書・数量総括表の項目単位外に地域・種類による分担を認める場合、「一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合」を削除すること。

＜記載例＞

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

※本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

6) 中立性・公平性に関する要件

＜考え方＞

次に該当する場合、応募要件として設定することができる。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：プロジェクトマネジメント業務等

イ) 意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合

例：技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

＜記載例＞【建設業者との中立性・公平性】

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- 3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

【プロポ：応募要件】

- ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜記載例＞ 【建設コンサルタント等との中立性・公平性】

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- 3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

7) 守秘性に関する要件

＜考え方＞

次に該当する場合、応募要件として設定することができる。ただし、設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。

- ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

＜記載例＞

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

8) 配置予定技術者に関する応募要件

＜考え方＞

配置予定技術者に対する応募要件は、原則として管理技術者に対して設定する。なお、高度な調査検討業務、大規模な業務、複数分野を検討する業務等については、業務の実施又は、成果の品質確保を目的に、担当技術者又は照査技術者（原則：1名それ以上の場合は極力少数とする）に対して応募要件を設定することが

【プロポ：応募要件】

できる。ただし、この場合、当該要件を設定する理由等を整理すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・配置予定照査・担当技術者に求める資格については、管理技術者の資格を基本とし、業務内容に応じて変更するものとする。

9) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、下記の①の資格を応募要件として設定する。なお、「国土交通省登録技術者資格」を対象とする業務については、下記の②の資格を応募要件とする。ただし、業務の内容に応じて関連資格を設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）は、業務内容に応じて「環境」「応用理学」等とする。なお、専門部門までの設定を標準とし、業務の特性に応じて、専門分野を設定しても良いこととする。
- ・博士については、地質調査業務の場合に博士（理学）、博士（学術）、砂防分野の業務の場合は博士（農学）を追加する。なお、博士については平成3年以前に授与された学位も含むものとする。
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者は、業務分野が特殊であり、実務経験及び業務実績が資格として評価出来る場合に設定する。

【関連資格】

- ・技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）
- ・技術士（応用理学部門、環境部門）
- ・1級土木施工管理技士、
- ・発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種
- ・河川管理支援士、道路管理支援士
- ・補償コンサルタント登録規程第2条第1項別表に掲げる補償業務管理者、補償業務管理士、
- ・コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等

①プロポーザル方式

＜記載例＞

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建

【プロポ：応募要件】

設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定確認通知の日は別表①の日を予定する。

配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- a) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- b) 博士（工学）（専門分野：〇〇に関する研究）
- c) R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
【土木関係建設コンサルタント・地質調査の場合に設定】
- d) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）
【土木関係建設コンサルタントの場合に設定】
- e) 関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
【業務分野が特殊であり、実務経験及び業務実績が資格として評価出来る場合に設定】
- f) 地質調査技士
【現場作業のある地質調査業務において設定】
- g) 測量士
【測量業務の場合に設定】

②プロポーザル方式「国土交通省登録技術者資格」を対象とする業務

＜記載例＞

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

業務の内容に応じて資格を設定する。

- ①技術士（総合技術監理部門－建設、又は、建設部門）
- ②博士（工学）（専門分野：〇〇に関する研究）
- ③国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野－業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】
- ④R C C M（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
- ⑤地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】
- ⑥土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
- ⑦コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- ⑧土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】

【プロポ：応募要件】

■④～⑧等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。

■「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

■測量業務における測量士については要件として設定しない。

※詳細については、「国土交通省登録技術者資格を活用する業務における入札契約手続の運用について 平成27年2月中部地方整備局企画部技術管理課」による。

10) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

高度な調査検討業務、大規模な業務、複数分野を検討する業務等については、業務の実施又、成果の品質確保を目的に、担当技術者又は照査技術者（原則：1名 それ以上の場合は極力少数とする）に対して応募要件を設定することができる。ただし、この場合、当該要件を設定する理由等を整理すること。業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・配置予定照査・担当技術者に求める業務実績については、管理技術者の業務実績を基本とし、業務内容に応じて変更するものとする。

11) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・業務の内容に応じて設定してするものとし、極端に絞り込みすぎないよう適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・同種又は類似業務として、2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。

【プロポ：応募要件】

- ・同種又は類似業務は、業務実績を満たす企業等を一定数以上（30者程度以上）を確認し競争性を確保出来るように設定する。
- ・同種業務のみを設定する場合は、特定要件として実績を評価するため、適切な評価となるように設定すること。
- ・業務実績は、（過去10年間、公示日現在）を基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。
 - ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年限を設定しないことができる。
 - イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・配置予定技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出す場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版1枚程度）」及び「業務における立場と役割（A4版3枚以内）」を提出すること。

<記載例>

配置予定管理技術者は、平成17年度以降に完了した同種又は類似業務（再委託による業務・照査技術者の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

12) 手持ち業務量に関する要件

＜考え方＞

次の事項を応募要件として設定する。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（500万円未満）の場合。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

＜記載例＞

- ① 平成27年〇月〇日【公示日】現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置管理技術者手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 平成23年度以降（過去4年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成23年度以降（過去4年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

13) 直接的な雇用関係に関する要件

＜考え方＞

業務特性等から、直接雇用関係にないものが管理技術者となることで、業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、中立・公正性の応募要件を設定することができる

＜記載例＞

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者と「直接的雇用関係」にあることを証明する資料（任意様式）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「直接的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の資料（任意様式）を添付すること。

(2) 企画提案書に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 特定テーマは、1テーマを基本とし、業務の内容に応じて2テーマを設定する。
- ・ 企画提案書については、実施方針でA4判1枚以内、業務実施体制でA4判1枚以内、特定テーマは業務内容に応じて、1テーマにつきA4判1枚～2枚以内の提出を求めるものとする。
- ・ 業務の内容に応じて、提案内容の根拠等を説明する補足資料を提出を求めるものとする。

＜記載例＞

- ① 参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること。
 - ア) 実施方針
 - イ) 業務実施体制
 - ウ) 特定テーマ

【プロポ：特定要件】

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

○○○○○○○○○○○○

※提案内容の根拠等を説明する補足資料を提出できるものとする。なお、補足資料は提出枚数を限定しない。

(3) 企画提案書を特定するための評価基準

1) 非特定事項に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件を示す際に提示する。

＜記載例＞

企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

①企画提案書の非特定事項

- ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・ 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・ 実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合。
- ・ 特定テーマにおいて、的確性・実現性に著しく欠ける場合は特定しない。
- ・ 原則として、企画提案の評価（基本事項（企業）、基本事項（技術者）、企画提案書）において満点の60%に満たない評価値の場合。

②ヒアリングの非特定事項

- ・ 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
- ・ 本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
- ・ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切ある。

③参考見積

- ・ 参考見積が提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。

2) 特定要件

＜考え方＞

特定要件の設定にあたっては、ガイドラインP. 17を標準に、業務内容に応じて項目を追加するものとする。なお、設定にあわせて理由を整理するものとする。

■標準的な配点を100満点とし、追加項目を設定する場合は満点の100に追加項目の加点分を加える。

■企画提案は、総合評価審査委員会 第三部会（地域部会含む）において審査を行うものとする。

■特定要件の評価項目（判断基準）は、説明書に明記するものとする。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・業務実績において、同種業務のみを設定した場合は3段階評価とすることができる。
- ・補償コンサルタント業務の業務成績については、設定されていないため、用地部に相談すること。
- ・業務拠点は原則設定しないが、営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合に特定要件として設定することができる。
- ・地域精通度は、地域連携業務など地域性を特に重視する業務において特定要件として設定することができる。なお、業務拠点と同時に設定をしない。
- ・予定配置技術者に「国土交通省登録技術者資格」を対象とする業務については、配点に留意すること。
- ・特定テーマは、1テーマを基本とし業務内容に応じて追加し2テーマとする。なお、追加した場合でも合計配点50点は変更しないものとする。
- ・企画提案書の評価着目点、判断基準はP. 42以降を標準とし、業務内容に応じて修正するものとする。

＜記載例＞

企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。なお、「実施方針」「業務実施体制」及び「企画提案書」は、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（〇件、〇円）についても聴き取りを行うものとする。

○業務成績（企業）

配点		評価基準
土地 測量 地質 調査 コン	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

※補償コンについては、プロポーザル方式を発注時に用地部に相談する。

○業務成績（技術者）

配点	評価基準
10	平均点が79点以上
9	平均点が78点以上79点未満
8	平均点が77点以上78点未満
7	平均点が76点以上77点未満
6	平均点が75点以上76点未満
5	平均点が74点以上75点未満
4	平均点が73点以上74点未満
3	平均点が72点以上73点未満
2	平均点が71点以上72点未満
1	平均点が70点以上71点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	平均点が60点以上70点未満
欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

3) 業務規模（参考見積）に関する要件

＜考え方＞

原則として、参考業務規模を設定し、次の項目に基づき参考見積を特定要件として設定する。

なお、特に高度な調査検討を要する業務等において、過去に例を見ない特殊な業務内容のため、参考業務規模を設定出来ない場合は、次の事項を参考として参考見積を特定要件として設定しないこともできる。

＜記載例＞

参考見積

- ・ 参考見積が提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は、特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。
- ・ 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし選定しない。
- ・ 記載様式は特に定めないがA 4 版 1 枚に記載する。

＜記載例 参考業務規模を設定しない場合＞

- ・ 本業務は参考業務規模を設定していないが、業務に係る参考見積を提出すること。
- ・ 提出された参考見積において、企画提案の内容が明らかに達成出来ないと判断した場合には、特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。
- ・ 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし選定しない。
- ・ 記載様式は特に定めないが、A 4 版 1 枚程度に記載する

①基本事項（企業）

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
基本事項（企業）	企業	業務実績	◎ 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績3件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を2件以上有する。 ②同種業務の実績を1件、類似業務の実績を1件以上有する。 ③同種業務の実績を1件有する。 ④類似業務の実績を2件以上有する。 ⑤それ以外。	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1
		業務実績	◎ 【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績提出された3件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を3件有する。 ②同種業務の実績を2件有する。 ③同種業務の実績を1件有する。	① 5 ② 3 ③ 1
		業務成績	◎ 平成25年度から26年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①77点以上 ②76点以上77点未満 ③74点以上76点未満 ④下記のいずれかの場合 ・60点以上74点未満 ・平成25年度から26年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑤下記のいずれかの場合 ・60点未満 ・平成25年度から26年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとし、補償関係コンサルタントは配点を変更すること。】	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 欠格
	企業（優良表彰の有無）	◎ 信頼度	◎ 平成26年度から27年度まで（過去2年間・表彰年度）に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰を有する。 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	① 2 ② 1
		業務拠点	○ 業務拠点を下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ②〇〇県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ③上記以外 ※〇〇事務所管内：〇〇市、〇〇市、〇〇町 【業務拠点を設定する場合は、地域精通度を設定しない。】	① 5 ② 3 ③ 評価しない

◎：必ず設定
○：原則設定
△：必要に応じて設定

【プロポ：特定要件】

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
	地域精通度 (地域での業務経験)	○	平成17年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ①●●地域における○○に関する業務経験を有する。 ②△△地域における○○に関する業務経験を有する。 ③上記以外 ※●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町 【地域精通度を設定する場合は、業務拠点を設定しない。】 【地域の範囲は、業務内容により競争性を確保出来る様に設定する。】	① 5 ② 3 ③ 評価しない
	事故及び不誠実な行為	◎	企画提案書提出日において以下の期間内である場合に評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ①該当なし ②文書注意措置後1ヶ月 ③口頭注意措置後1ヶ月 設計共同体的場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体的の評価値とする。	① 0 ② (-2) ③ (-1)

②基本事項（技術者）

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
基本事項（技術者）	管理技術者	資格	◎ 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②上記以外のもの ・ R C C M ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）	① 5 ② 3
		業務実績	◎ 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績3件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を2件以上有する。 ②同種業務の実績を1件、類似業務の実績を1件以上有する。 ③同種業務の実績を1件有する。 ④類似業務の実績を2件以上有する。 ⑤それ以外。	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1
		業務実績	◎ 【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績提出された3件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を3件有する。 ②同種業務の実績を2件有する。 ③同種業務の実績を1件有する。	① 5 ② 3 ③ 1

【プロポ：特定要件】

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
	業務成績	◎	下記平成23年度から26年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 79点以上 ② 78点以上79点未満 ③ 77点以上78点未満 ④ 76点以上77点未満 ⑤ 75点以上76点未満 ⑥ 74点以上75点未満 ⑦ 73点以上74点未満 ⑧ 72点以上73点未満 ⑨ 71点以上72点未満 ⑩ 下記のいずれかの場合 ・ 70点以上71点未満 ・ 平成23年度から26年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑪ 60点以上70点未満 ⑫ 下記のいずれかの場合 ・ 60点未満 ・ 平成23年度から26年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0 ⑫ 欠格
	企業（優良表彰の有無）	◎	平成24年度から27年度まで（過去4年間・表彰年度）に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】におけるの優秀技術者表彰の経験について、管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績を有する。 ② 事務所長表彰の実績を有する。 【注：業種区分は、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償とする。】	① 4 ② 2
	地域（地域での業務経験）精通度	○	平成17年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ① ●●地域における○○に関する業務経験を有する。 ② △△地域における○○に関する業務経験を有する。 ③ 上記以外 ※ ●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 【地域の範囲は、業務内容により競争性を確保出来る様に設定する。】	① 5 ② 3 ③ 評価しない
	手持ち業務	◎	公示日現在の全ての手持ち業務量（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。 ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。	数値化しない

③企画提案書

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
実施方針	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	課題・留意点	◎	業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	◎	業務の特性を踏まえた実施方針に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
業務実施体制	実施体制	◎	業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する。	5
	専門技術者	◎	業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。	
	品質向上	◎	業務成果の品質向上（ミス防止体制等）の記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	セキュリティ及びコンプライアンス対策	◎	セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	その他	◎	業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
特定テーマ	テーマ①	基本	◎ 特定テーマにおける問題、課題、留意点等が明確に示されている場合に評価する。	50
		的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
			◎ 問題点、課題、留意点等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
			○ 既往検討成果や関連する技術基準等に基づく解析手法、検討手法の提案があり、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
			△ ○○の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
			△ ○○の難易度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
			△ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。【評価テーマが1つの場合は設定しない】	
		実現性	◎ 提案内容に説得力があり実現性が高い場合に優位に評価する。	
			◎ 提案内容の実現性を裏付ける手法・方法の実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
			◎ 業務の特性に応じた適切な解析手法、検討手法の提案がある場合に優位に評価する。	
			○ 業務の難易度に応じた高度な解析手法、検討手法の提案がある場合に優位に評価する。	
			△ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
			△ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	独創性		○ 工学的知見に基づく新しい提案がある場合に優位に評価する。	
			△ 周辺分野、異分野技術を応用した高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
			△ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
			△ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。【業務内容により該当がない場合は、判断基準を修正すること】	

④参考見積書

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
参考見積	参考見積の妥当性	◎	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。	数値化しない

4) ヒアリング

<考え方>

ヒアリングは企画提案書の記載内容を、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（〇件、〇円）についても聴き取りを行うものとする。

- 1) ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、選定した全ての者を対象として実施するものとする。
- 2) 企画提案書に記載されている内容をヒアリングを通じ評価するものとし、記載がない内容については評価しない。
- 3) ヒアリングの期間は、原則として2～3日の幅をもって設定し、説明書にその旨を明記する。
- 4) 応募要件、選定要件又は特定要件として、担当技術者又は照査技術者の要件設定をした場合は、ヒアリングの出席者として、管理技術者に加え、担当技術者又は照査技術者も対象にヒアリングを実施する。なお、説明書にその旨を明記する

(4) 評価内容の担保

1) 企画提案の特記仕様書への反映

<考え方>

プロポーザル方式で特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。また、プロポーザル方式の特記仕様書(案)については、特定後に企画提案を反映しやすいように、特に企画提案を受ける項目について、特記仕様書の記載方法を工夫するものとする。

<記載例>

特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

（特記仕様書案の記載例）

なお、具体的な手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて決定するものとする。

2) 反映内容の担保

＜考え方＞

契約図書に明記された企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補を請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

＜記載例＞

契約図書に明記された企画提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行うものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大10点まで減ずるものとする。

(5) その他

1) 虚偽の記載

＜考え方＞

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、企画提案書を無効とする場合を、明確にし下記のとおりする。

＜記載例＞

参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- ・ 参加表明書、企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・ 参加表明書、企画提案書と無関係な書類である場合
- ・ 他の業務の参加表明書、企画提案書である場合
- ・ 白紙である場合
- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

【プロポ：特定要件】

- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合。

2) 企画提案書取扱の記載

＜記載例＞

参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

＜記載例＞

提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

＜記載例＞

提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

IV-1 一般競争総合評価落札方式における要件設定と審査

1. 競争参加資格要件

競争参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、必要最低限の要件とし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

(1) 入札参加希望者に関する競争参加資格要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格として設定する。また、設計共同体は原則として設定すること。

本要件が適用される期間は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期限から入札日である。

<設定にあたっての留意点>

- ・土木関係建設コンサルタントは業種に応じて、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を記載すること。
- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

<記載例>

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに

【総合評価：競争参加資格要件】

準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年〇月〇日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成27年度〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2) 競争の適正阻害

<記載例>

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を競争参加資格として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・同種又は類似業務として、それぞれ2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。
- ・同種又は類似業務は、業務実績を満たす企業等を一定数以上（30者程度以上）を確認し競争性を確保出来るように設定する。
- ・同種業務のみを設定する場合は、特定要件として実績を評価するため、適切な評価となるように設定すること。
- ・業務実績は、（過去10年間、公示日現在）を基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。
 - ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年限を設定しないことができる。
 - イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。

＜記載例＞

入札参加希望者は、平成17年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類

【総合評価：競争参加資格要件】

似業務の実績を有している場合に認める。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

4) 業務拠点に関する要件

＜考え方＞

営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地について競争参加資格要件として設定することができる。

＜記載例＞【地域を限定することができない場合】

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、○○管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

＜記載例＞【地域を限定することができる場合】

○○県内（又は○○事務所管内）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、○○管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

5) 業務実施体制に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

- ・土木関係コンサルタント業務：設計業務等共通仕様書第1128条第1項
- ・測量業務：測量業務共通仕様書第129条第1項
- ・地質調査業務：地質・土質調査業務共通仕様書第129条1項を記載すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・主たる部分を上記に追加する場合は、説明書に明記すること。
- ・設計共同体の分担において、特記仕様書・数量総括表の項目単位外に地域・種類による分担を認める場合、「一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合」を削除すること。

＜記載例＞

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

※本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

6) 中立性・公平性に関する要件

＜考え方＞

次に該当する場合、競争参加資格要件として設定することができる。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：発注者支援業務等

イ) 意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合

例：技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

＜記載例＞【建設業者との中立性・公平性】

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- 3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜記載例＞【建設コンサルタント等との中立性・公平性】

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- 3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

7) 守秘性に関する要件

＜考え方＞

次に該当する場合、競争参加資格として設定することができる。ただし、設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。

ア) 特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例：発注者支援業務等、企業情報・個人情報を取り扱う業務

＜記載例＞

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

8) 配置予定技術者に関する競争参加資格設定

＜考え方＞

配置予定技術者に対する競争参加資格要件は、原則として管理技術者に対して設定する。

なお、高度な調査検討業務、大規模な業務、複数分野を検討する業務等については、業務の実施又は、成果の品質確保を目的に、担当技術者又は照査技術者（原則：1名それ以上の場合は極力少数とする）に対して、競争参加資格要件を設定

【総合評価：競争参加資格要件】

することができる。ただし、この場合、当該要件を設定する理由等を整理すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 配置予定照査・担当技術者に求める資格については、管理技術者の資格を基本とし、業務内容に応じて変更するものとする。

9) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、下記の①の資格を競争参加資格要件として設定する。なお、「国土交通省登録技術者資格」を対象とする業務については、下記の②の資格を競争参加資格要件とする。ただし、業務の内容に応じて関連資格を設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）は、業務内容に応じて「環境」「応用理学」等とする。なお、専門部門までの設定を標準とし、業務の特性に応じて、専門分野を設定しても良いこととする。
- ・ 博士については、地質調査業務の場合に博士（理学）、博士（学術）、砂防分野の業務の場合は博士（農学）を追加する。なお、博士については平成3年以前に授与された学位も含むものとする。

【関連資格】

- ・ 技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）
- ・ 技術士（応用理学部門、環境部門）
- ・ 1級土木施工管理技士、
- ・ 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種
- ・ 河川管理支援士、道路管理支援士
- ・ 補償コンサルタント登録規程第2条第1項別表に掲げる補償業務管理者、補償業務管理士、
- ・ コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等

①総合評価落札方式

＜記載例＞

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出

【総合評価：競争参加資格要件】

期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定確認通知の日は別表①の日を予定する。

配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- a) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- b) 博士（工学）（専門分野：〇〇に関する研究）
- c) R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

【土木関係建設コンサルタント・地質調査の場合に設定】

- d) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

【土木関係建設コンサルタントの場合に設定】

- e) 地質調査技士

【現場作業のある地質調査業務において設定】

- f) 測量士

【測量業務の場合に設定】

②総合評価落札方式「国土交通省登録技術者資格」を対象とする業務

<記載例>

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

業務の内容に応じて資格を設定する。

- ①技術士（総合技術監理部門－建設、又は、建設部門）
- ②博士（工学）（専門分野：〇〇に関する研究）
- ③国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野－業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】
- ④R C C M（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
- ⑤地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】
- ⑥土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
- ⑦コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- ⑧土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】

■④～⑧等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。

【総合評価：競争参加資格要件】

■「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

■測量業務における測量士については要件として設定しない。

※詳細については、「国土交通省登録技術者資格を活用する業務における入札契約手続の運用について 平成27年2月中部地方整備局企画部技術管理課」による。

10) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・同種又は類似業務として、それぞれ2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。
- ・同種のみを設定とする場合は、評価項目として業務実績を評価することから、適正な評価となるよう検討すること。
- ・業務実績は、（過去10年間、公示日現在）を基本とするが、次の場合は、これに囚らないことができる。
 - ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年限を設定しないことができる。
 - イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・配置予定技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出す場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版1枚程度）」及び「業務における立場と役割（A4版3枚以内）」を提出すること。

＜記載例＞

配置予定管理技術者は、平成１７年度以降に完了した同種又は類似業務（再委託による業務・照査技術者の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

１１）配置予定担当・照査技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

高度な調査検討業務、大規模な業務、複数分野を検討する業務等については、業務の実施又、成果の品質確保を目的に、担当技術者又は照査技術者（原則：１名 それ以上の場合は極力少数とする）に対して応募要件を設定することができる。ただし、この場合、当該要件を設定する理由等を整理すること。業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・配置予定管理技術者と同じとする。

＜記載例＞

配置予定担当技術者【照査】は、平成１７年度以降に完了した同種又は類似業務（再委託による業務・照査技術者の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

12) 手持ち業務量に関する要件

＜考え方＞

次の事項を競争参加資格要件として設定する。ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（500万円未満）の場合。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

＜記載例＞

- ①平成27年〇月〇日【公告日】現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- ②本業務の履行期間中は配置管理技術者手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

(1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(3) 平成22年度以降（過去4年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成22年度以降（過去4年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

(4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

13) 直接的な雇用関係に関する要件

＜考え方＞

業務特性等から、直接雇用関係にないものが管理技術者となることで、業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、中立・公正性の応募要件を設定することができる

＜記載例＞

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
なお、競争参加資格確認申請者と「直接的雇用関係」にあることを証明する資料（任意様式）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「直接的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の資料（任意様式）を添付すること。

(2) 競争参加資格を与えない要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件を示す際に提示する。

＜記載例＞

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- ②技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。
- ③見積書の提出を求める業務においては、見積書の提出が無い場合。

2. 技術点の評価基準

(1) 評価基準

<考え方>

評価項目の設定にあたっては、ガイドラインP. 19～20に従って必ず設定する項目に、業務内容に応じて追加設定を行いあわせて理由を整理するものとする。

■標準的な配点は60点を満点とし、追加項目を設定する場合も満点の60点を変更しない。

■技術提案は、総合評価審査委員会 第三部会（地域部会含む）において、年度の代表案件について、意見聴取を行うものとする。

■技術点の付与は、評価基準に基づき評価した技術点の合計点を付与する。

※各要件（評価項目）の評価の着目点、配点は、説明書に明記する。

<設定にあたっての留意点>

- ・業務実績において、同種業務のみを設定した場合は1段階評価とすることができる。
- ・補償コンサルタント業務の業務成績については、配点段階が他業種区分と違うためひな形を修正すること。
- ・業務拠点は、営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合に特定要件として設定することができる。
- ・地域精通度は、地域連携業務など地域性を特に重視する業務において評価基準として設定することができる。なお、業務拠点と同時に設定をしない。
- ・地域貢献度は、災害時の応急対応があり得る業務において設定することができる。
- ・予定配置技術者に「国土交通省登録技術者資格」を対象とする業務については、配点に留意すること。
- ・技術提案書の評価着目点、判断基準はP. 63以降を標準とし、業務内容に応じて修正するものとする。

<記載例>

技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。なお、「実施方針」「業務実施体制」及び「技術提案書」は、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（〇件、〇円）についても聴き取りを行うものとする。

【総合評価：技術評価基準】

○業務成績（企業）

配点		評価基準
土地 測量 調査	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

配点		評価基準
補償 コン	4	平均点が76点以上
	3	平均点が75点以上76点未満
	2	平均点が73点以上75点未満
	1	平均点が60点以上73点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
	欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

○業務成績（技術者）

配点	評価基準
10	平均点が79点以上
9	平均点が78点以上79点未満
8	平均点が77点以上78点未満
7	平均点が76点以上77点未満
6	平均点が75点以上76点未満
5	平均点が74点以上75点未満
4	平均点が73点以上74点未満
3	平均点が72点以上73点未満
2	平均点が71点以上72点未満
1	平均点が70点以上71点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	平均点が60点以上70点未満
欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

【総合評価：技術評価基準】

①基本事項（企業）

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
基本事項（企業）	企業	業務実績	◎ 平成17年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 2 ② 1
		業務実績	◎ 【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降公告日までに完了した同種業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。	① 2
		業務成績	◎ 平成25年度から26年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 下記のいずれかの場合 ・60点以上74点未満 ・平成25年度から26年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑤ 下記のいずれかの場合 ・60点未満 ・平成25年度から26年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとし、補償関係コンサルタントは配点を変更すること。】	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 欠格
	企業（優良表彰の有無）	◎	平成26年度から27年度まで（過去2年間・表彰年度）に、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰の実績を有する。 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	① 2 ② 1
		業務拠点	◎ 【競争参加要件を「中部地整管内」にしている場合】 業務拠点を下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ②〇〇県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ③上記以外 ※〇〇事務所管内：〇〇市、〇〇市、〇〇町	① 2 ② 1 ③ 評価しない
		業務拠点	◎ 【競争参加要件を「〇〇県内」にしている場合】 業務拠点を下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ②上記以外 ※〇〇事務所管内：〇〇市、〇〇市、〇〇町	① 2 ② 評価しない

【総合評価：技術評価基準】

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
	地域精通度 (地域での業務経験)	○	平成17年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ①●●地域における○○に関する業務経験を有する。 ②△△地域における○○に関する業務経験を有する。 ③上記以外 ※●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町 【地域精通度を設定する場合は、業務拠点を設定しない。】 【地域の範囲は、業務内容により競争性を確保出来る様に設定する。】	① 2 ② 1 ③ 評価しない
	企業信頼度 (地域貢献度)	○	中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等から、災害復旧等の地域貢献度に関する実績がある場合に下記のとおり評価する。 ①災害復旧等に関する表彰又は感謝状（過去2年間）を受けた実績を有する。 ②要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（過去5年間）の実績を有する。 ③災害協定を締結している。 ④上記以外 【災害時の応急対応がある場合に設定する。】	① 3 ② 2 ③ 1 ④ 評価しない
	不誠実な行為	◎	技術提案書提出日において以下の期間内である場合に評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ①該当なし ②文書注意措置後1ヶ月 ③口頭注意措置後1ヶ月 設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする。	① 0 ② (-2) ③ (-1)

②基本事項（技術者）

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
基本事項（技術者）	管理技術者	資格	【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②上記以外のもの ・RCCM ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）	① 3 ② 1
		業務実績	平成17年度以降公告日までに完了した同種又は類似業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 3 ② 1
		業務実績	【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降公告日までに完了した同種業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。	① 3

【総合評価：技術評価基準】

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
	業務成績	◎	下記平成23年度から26年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 79点以上 ② 78点以上79点未満 ③ 77点以上78点未満 ④ 76点以上77点未満 ⑤ 75点以上76点未満 ⑥ 74点以上75点未満 ⑦ 73点以上74点未満 ⑧ 72点以上73点未満 ⑨ 71点以上72点未満 ⑩ 下記のいずれかの場合 ・ 70点以上71点未満 ・ 平成23年度から26年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑪ 60点以上70点未満 ⑫ 下記のいずれかの場合 ・ 60点未満 ・ 平成23年度から26年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0 ⑫ 欠格
	企業（優良表彰の有無） 信頼度	◎	平成24年度から27年度まで（過去4年間・表彰年度）に、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】におけるの優秀技術者表彰の経験について、管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績を有する。 ② 事務所長表彰の実績を有する。 【注：業種区分は、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償とする。】	① 4 ② 2
	地域（地域での業務経験） 精進度	○	平成17年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ① ●●地域における○○に関する業務経験がある。 ② △△地域における○○に関する業務経験がある。 ③ 上記以外 ※ ●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 【地域の範囲は、業務内容により競争性を確保出来る様に設定する。】	① 3 ② 1 ③ 評価しない
	手持ち業務	◎	公示日現在の全ての手持ち業務量（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。 ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。	数値化しない

【総合評価：技術評価基準】

【特定テーマ無】

③技術提案書

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
実施方針	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	課題・留意点	◎	本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載がある場合に優位に評価する。	
		◎	本業務における着目点（課題）や留意点とその対応策について適切な内容の記載がある場合に優位に評価する。	
業務実施体制	実施体制	◎	業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する。	15
	専門技術者	◎	業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。	
	品質向上	◎	業務成果の品質向上（ミス防止体制等）の記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	セキュリティ及びコンプライアンス対策	◎	セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	その他	◎	業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	

【総合評価：技術評価基準】

【特定テーマ有】

③技術提案書

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
実施方針	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	課題・留意点	◎	本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載がある場合に優位に評価する。	
		◎	本業務における着目点（課題）や留意点とその対応策について適切な内容の記載がある場合に優位に評価する。	
業務実施体制	実施体制	◎	業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する。	10
	専門技術者	◎	業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。	
	品質向上	◎	業務成果の品質向上（ミス防止体制等）の記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	セキュリティ及びコンプライアンス対策	◎	セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	その他	◎	業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
特定テーマ	テーマ①	基本	◎ 特定テーマにおける問題、課題、留意点等が明確に示されている場合に評価する。	10
		的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
			◎ 課題、留意点に対しての技術的工夫等の提案がされており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
			△ ○○の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
			△ ○○の難易度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	実現性	◎	提案内容に説得力があり実現性が高い場合に優位に評価する。	
		◎	提案内容の実現性を裏付ける技術的工夫の実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
		△	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
		△	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	

◎: 必ず設定
○: 原則設定
△: 必要に応じて設定

(2) ヒアリング

＜考え方＞

ヒアリングは技術提案書の記載内容を、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（〇件、〇円）についても聴き取りを行うものとする。

- 1) ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、選定した全ての者を対象として実施するものとする。
- 2) 技術提案書に記載されている内容をヒアリングを通じ評価するものとし、記載がない内容については評価しない。
- 3) ヒアリングの期間は、原則として2～3日の幅をもって設定し、説明書にその旨を明記する。
- 4) 競争参加資格要件又は評価基準として、担当技術者又は照査技術者の要件設定をした場合は、ヒアリングの出席者として、管理技術者に加え、担当技術者又は照査技術者も対象にヒアリングを実施する。なお、説明書にその旨を明記する

(3) 評価内容の担保

＜考え方＞

契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補を請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

＜記載例＞

評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

なお、契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行うものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大10点まで減ずるものとする。

契約書附則の例

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、次の提案について履行できない状況が発生した場合は、発注者・受注者協議を行うこと。なお、協議のうえ、乙の責により次の提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という）を算定し、ペナルティー額に１００分の５に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、入札価格の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

（提案内容）

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

（４）虚偽の記載

＜考え方＞

申請書等に虚偽の記載をした場合は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、参加表明書及び技術提案書を無効とする場合を、明確にし下記のとおりする。

＜記載例＞

申請書等に虚偽の記載をした場合には、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・ 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・ 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書と無関係な書類である場合
- ・ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・ 白紙である場合

【総合評価：技術評価基準】

- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・ 発注者名に誤りがある場合
- ・ 発注案件名に誤りがある場合
- ・ 提出業者名に誤りがある場合
- ・ その他未提出又は不備がある場合

(5) 技術提案書等の取扱の記載

<記載例>

申請書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

<記載例>

提出された申請書等は返却しない。なお、提出された申請書等は技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。

<記載例>

提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。また、申請書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

3. 技術点の付与の考え方

<記載例>

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術提案等の内容に応じ、次のア、イ、ウ、エの評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

ア 基本事項評価(企業)

イ 基本事項評価(技術者)

ウ 技術提案書

エ 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術点合計＝(基本的事項評価点)＋(技術提案評価点)×(履行確実性評価に基づく履行確実性度)

< 1 位満点方式 >

- ・ 技術点の最高得点者を満点の 60 点に換算し、次順位以降の者には以下により技術評価点（換算点）を付与する。
 - ・ 技術評価点＝取得した絶対評価点 ×（60 点／最高得点者の絶対評価点）
- ※換算後、少数第 4 位までとし少数 5 位以下は切り捨て

【イメージ】

	絶対評価点	※換算点
最高得点者	1 位 55 点	→ 60 点とする。
	2 位 45 点	→ 45 点 ×（60 点／55 点）
	3 位 40 点	→ 40 点 ×（60 点／55 点）
		→ 60.0000 点
		→ 49.0909 点
		→ 43.6363 点

- ・ 絶対値評価の最上位者に満点（60 点）を付与し、次順位以降の者には、以下により技術評価点を付与
 - ・ 技術評価点＝取得した絶対値評価 ×（60 点／最上位者の絶対評価値）
- ※換算後の技術点は、少数第 4 位までとし、少数第 5 位以下は切り捨てとする。

4. 競争参加資格に関する事項

1) 競争参加資格を与えない要件

<記載例>

① 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

ア 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

イ 技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。

ウ 見積書の提出を求める業務において、見積書の提出が無い場合。

2) 入札の無効等

＜記載例＞

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入

札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4に掲げる資格を満たさない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容又は技術提案に関するヒアリングの内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

②技術提案に関するヒアリング

- ・技術者自身の業務実績について説明が出来ない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切ある。

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

IV-2 総合評価落札方式における履行確実性の評価

総合評価落札方式により発注する業務で予定価格が500万円以上のものにおいては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

1. 対象業務

総合評価落札方式の業務を対象とする。

2. 「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施確認

業務の効率化の観点より、開札後、予定価格及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格及び品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格(以下「調査基準価格等」という。)と入札額を確認し、調査基準価格等に満たない入札がある場合には、調査基準価格等に満たない入札をした者(以下「調査基準価格等に満たない者」という)の全員にガイドラインⅩ. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務(1)増員担当技術者、配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け(2)再委託(3)打合せ(4)履行確認に関し、その実施の可否の確認を開札後速やかに実施する。

3. 技術提案の履行確実性に関する評価の審査・評価

(1)原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者(調査基準価格等に満たない者を含む)について、履行確実性に関するヒアリング(以下、「ヒアリング」という)を実施する場合がある。なお、ヒアリングの実施については、5. の記載例により、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。

(2)入札参加者のうち、調査基準価格等に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、調査基準価格等に満たない者のうち「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施が可能な者には、開札後、技術提案書の外に所定の追加資料の提出を求める。なお、当該追加資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

(3)(1)のヒアリング及び(2)の追加資料等をもとに技術提案の履行確実性の審査を行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点(以下「技術提案評価点」という。)をその履行確実性に応じて付与する。

(4)履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階(A～E)で総合的に評価する。

【総合評価：履行確実性評価】

(5) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、4)の履行確実性の評価をAとし、技術提案評価点に1.00を乗じて評価するものとする。
- ② 調査基準価格等に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、4)の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い(履行確実性度)を技術提案評価点に乘じることにより評価するものとする。

評価	履行確実性度
A	1. 0 0
B	0. 7 5
C	0. 5 0
D	0. 2 5
E	0. 0 0

(6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号)記第4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

(7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

4. その他

- (1) 調査・設計業務の成果は、その後の工事の施工や維持管理にも大きな影響を与えることから、こうした調査・設計業務の総合評価落札方式等の実施にあたっては、具体的な評価テーマに係る技術提案を求め、調査・設計段階から施工、維持管理段階に至るまでの総合的な品質の確保に努めること。
- (2) 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。
- (3) 本対象業務において技術提案の履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

1) 総合評価落札方式による業務の全ての入札公告に記載すること。

＜記載例＞

入札方式等

- ① 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- ② 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。
- ③ 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を「品質確保基準価格」設定する。
- ④ ②及び③（予定価格が500万以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

【見積書の提出を求める場合、以下を記載】

- ⑤ 本業務は、申請書等（技術提案書は除く）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

＜記載例＞

④ 技術提案の履行確実性に関する評価

- ④－1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。
調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

④－2 履行確実性に関するヒアリング

- 1) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者【又は主任技術者、主任担当者】及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

- 2) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

- 3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施

【総合評価：履行確実性評価】

の可否について、電話で確認を行う。

- 4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2.の資料を以下により提出を求める。

提出先：○) ○と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日（要請日含む）

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R：1部）を提出すること。

- 5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

- 6) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として、無効とする。

2) 総合評価落札方式による業務の全ての特記仕様書に次の通り記載するものとする。

（特記仕様書への記載事項）

第〇条 履行確実性の確認

予決令第85条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める。）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

なお「品質確保基準価格」とは、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出した価格をいう。

V 簡易公募型競争入札方式

1. 応募要件

応募要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、業務を実施するために必要な要件を適切に設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

(1) 参加表明者に関する応募要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・土木関係建設コンサルタントは業種に応じて、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を記載すること。
- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

<記載例>

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日まで

【簡易公募：応募要件】

には当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 競争の適正阻害

＜記載例＞

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないよう適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。

【簡易公募：応募要件】

- ・同種又は類似業務として、それぞれ２種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。
- ・同種又は類似業務は、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保（３０者程度以上）して設定する。
- ・同種のための設定とする場合は、選定要件として業務実績を評価することから、適正な評価となるよう検討すること。
- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額５００万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。

＜記載例＞

入札参加希望者は、平成１７年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

４）業務実施体制に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

- ・土木関係コンサルタント業務：設計業務等共通仕様書第１１２８条第１項
- ・測量業務：測量業務共通仕様書第１２９条第１項
- ・地質調査業務：地質・土質調査業務共通仕様書第１２９条１項を記載すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・主たる部分を上記に追加する場合は、説明書に明記すること。

＜記載例＞

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

※本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

5) 業務拠点に関する要件

すべての業務について、応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・競争性を確保するため、地域の範囲をむやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定については、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

＜記載例＞【地域を限定することができない場合】

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

＜記載例＞【地域を限定することができる場合】

〇〇県内（又は〇〇事務所管内）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

(2) 配置予定技術者に関する応募要件設定

1) 資格に関する要件

＜考え方＞

すべての業務において、原則として管理技術者に対して資格を応募要件として設定する。なお、業務の内容に応じて関連資格を設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）は、業務内容に応じて「環境」「応用理学」等とする。なお、専門部門までの設定を標準とし、業務の特性に応じて、専門分野を設定しても良いこととする。

【関連資格】

- ・技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）
- ・技術士（応用理学部門、環境部門）
- ・1級土木施工管理技士
- ・発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種
- ・河川管理支援士、道路管理支援士
- ・補償コンサルタント登録規程第2条第1項別表に掲げる補償業務管理者、補償業務管理士、
- ・コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等

＜記載例＞

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定確認通知の日は別表①の日を予定する。

配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- a) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- b) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

【土木関係建設コンサルタント・地質調査の場合に設定】

- c) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

【土木関係建設コンサルタントの場合に設定】

d) 地質調査技士

【現場作業のある地質調査業務において設定】

e) 測量士

【測量業務の場合に設定】

2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・同種又は類似業務として、それぞれ2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。
- ・同種のための設定とする場合は、選定要件として業務実績を評価することから、適正な評価となるよう検討すること。
- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・配置予定技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出す場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版1枚程度）」及び「業務における立場と役割（A4版3枚以内）」を提出すること。

＜記載例＞

配置予定管理技術者は、平成１７年度以降に完了した同種又は類似業務（再委託による業務・照査技術者の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

３）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

＜考え方＞

地域性を特に重視する業務については、業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合に、地域での業務経験について、応募要件として設定することができる。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・競争性を確保するため、地域の範囲をむやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定については、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

＜記載例＞

参加表明書を提出する者は、平成１７年度以降公示日までに完了した業務における地域において、１件以上の業務経験を有していること。

○○地域における○○に関する業務経験

4) 手持ち業務量に関する要件

＜考え方＞

原則として、次の事項を応募要件として設定する。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（５００万円未満）の場合。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

＜記載例＞

- ①平成２７年〇月〇日【公示日】現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令８５条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

- ②本業務の履行期間中は配置管理技術者手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(3) 平成２２年度以降（過去４年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成２２年度以降（過去４年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者

(4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2. 選定要件

＜考え方＞

評価項目の設定にあたっては、ガイドラインP. 21に従って必ず設定する項目に、業務内容に応じて追加設定を行いあわせて理由を整理するものとする。

■選定要件により、参加表明者の評価（順位付け）を行い、入札参加者を10者程度選定する。なお、評価10者程度で同評価の者が複数の場合は、同評価の者は全てを選定する。

■参加表明書の提出者（指名されるために必要な要件を満たしているものに限る。）が1者のみであった場合及び参加表明書の提出者を全て指名したが最終的に入札書の提出が1者のみであった場合には、手続開始の公示を行い広く多数の者に競争参加の機会を与えていること及び入札参加者の選定の段階で入札の意思を有する者を排除しておらず、実質的に競争性が確保されていると解されることから、今後、当該選定及び入札を有効に執行できるものとする。

ただし、参加表明者の提出者を全て指名せずに最終的に提出者が一者のみであった場合には、入札参加者の選定の段階で入札の意思を有する者を排除しており、競争性が確保されていると解されないことから、従前どおり、入札を取り止めるものとする。

■入札参加者として選定された参加表明者に対しては、指名通知書により通知する。なお、参加表明書を提出した者のうち、応募要件を満たさない者又は入札参加者として選定されなかった者に対しては、非指名通知書により通知する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・業務実績において、同種業務のみを設定した場合は1段階評価とすることができる。
- ・補償コンサルタント業務の業務成績については、配点段階が他業種区分と違うためひな形を修正すること。
- ・地域貢献度は、災害時の応急対応があり得る業務において設定することができる。

【簡易公募：選定要件】

①基本事項（企業）

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
基本事項（企業）	企業	業務実績	◎ 平成17年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 2 ② 1
		業務実績	◎ 【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。	① 2
		業務成績	◎ 平成25年度から26年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 下記のいずれかの場合 ・60点以上74点未満 ・平成25年度から26年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑤ 下記のいずれかの場合 ・60点未満 ・平成25年度から26年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとし、配点を確認する。】	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 欠格
	企業（優良表彰の有無）	◎	平成26年度から27年度まで（過去2年間・表彰年度）に、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰の実績を有する。 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	① 2 ② 1

【簡易公募：選定要件】

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
	業務拠点	◎	【応募要件を「〇〇県内」にしている場合】 業務拠点を下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ②上記以外 ※〇〇事務所管内：〇〇市、〇〇市、〇〇町	① 2 ② 評価しない
	業務拠点	◎	【応募要件を「中部地整管内」にしている場合】 業務拠点を下記の順位で評価する。 ①〇〇事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ②〇〇県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。 ③上記以外 ※〇〇事務所管内：〇〇市、〇〇市、〇〇町	① 2 ② 1 ③ 評価しない
	地域精通度 (地域での業務経験)	◎	平成17年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ①●●地域における〇〇に関する業務経験を有する。 ②△△地域における〇〇に関する業務経験を有する。 ③上記以外 ※●●地域：〇〇市、△△地域：□□市・▲▲町 【地域の範囲は、業務内容により競争性を確保出来る様に設定する。】	① 2 ② 1 ③ 評価しない
	企業信頼度 (地域貢献度)	○	中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等から、災害復旧等の地域貢献度に関する実績がある場合に下記のとおり評価する。 ①災害復旧等に関する表彰又は感謝状（過去2年間）を受けた実績を有する。 ②要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（過去5年間）の実績を有する。 ③災害協定を締結している。 ④上記以外 【災害時の応急対応がある場合に設定する。】	① 3 ② 2 ③ 1 ③ 評価しない
	事故及 不誠実 な行為	◎	参加表明書提出日において以下の期間内である場合に評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ①該当なし ②文書注意措置後1ヶ月 ③口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② (-2) ③ (-1)

【簡易公募：選定要件】

②基本事項（技術者）

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
基本事項（技術者）	管理技術者	資格	【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】 下記の順位で評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②上記以外のもの ・ R C C M ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）	① 3 ② 1
		業務実績	平成 1 7 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績 1 件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 3 ② 1
		業務実績	【同種業務のみを設定した場合】 平成 1 7 年度以降公示日までに完了した同種業務の実績 1 件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。	① 3
		業務成績	下記平成 2 3 年度から 2 6 年度末までに（過去 4 年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 7 9 点以上 ② 7 8 点以上 7 9 点未満 ③ 7 7 点以上 7 8 点未満 ④ 7 6 点以上 7 7 点未満 ⑤ 7 5 点以上 7 6 点未満 ⑥ 7 4 点以上 7 5 点未満 ⑦ 7 3 点以上 7 4 点未満 ⑧ 7 2 点以上 7 3 点未満 ⑨ 7 1 点以上 7 2 点未満 ⑩ 下記のいずれかの場合 ・ 7 0 点以上 7 1 点未満 ・ 平成 2 3 年度から 2 6 年度末まで（過去 4 年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑪ 6 0 点以上 7 0 点未満 ⑫ 下記のいずれかの場合 ・ 6 0 点未満 ・ 平成 2 3 年度から 2 6 年度末まで（過去 4 年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとし、配点を確認する。】	① 1 0 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0 ⑫ 欠格

【簡易公募：選定要件】

評価項目	評価の着目点			配点
		必須・選択	判断基準	
	企業信頼度 (優良表彰の有無)		平成24年度から27年度まで(過去4年間・表彰年度)に、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注業務「土木関係建設コンサルタント」【本業務の業種区分を記載】におけるの優秀技術者表彰の経験について、管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰の実績を有する。 【注：業種区分は、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償とする。】	① 4 ② 2
	地域精通度 (地域での業務経験)	◎	平成17年度以降に完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ①●●地域における○○に関する業務経験を有する。 ②△△地域における○○に関する業務経験を有する。 ③上記以外 ※●●地域：○○市、△△地域：□□市・▲▲町 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 【地域の範囲は、業務内容により競争性を確保出来る様に設定する。】	① 3 ② 1 ③ 評価しない
	手持ち業務	◎	公示日現在の全ての手持ち業務量(本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。 ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。	数値化しない

Ⅵ 一般競争入札方式

1. 競争参加資格要件

競争参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、業務を実施するために必要な要件を適切に設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

(1) 入札参加希望者に関する競争参加資格要件設定

1) 基本的要件

<考え方>

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・土木関係建設コンサルタントは業種に応じて、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を記載すること。
- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

<記載例>

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 競争の適正阻害

＜考え方＞

入札参加希望者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・同種又は類似業務として、それぞれ2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。

【一般競争：競争参加資格要件】

- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。

＜記載例＞

入札参加希望者は、平成17年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：○○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○○

4) 業務実施体制に関する要件

＜考え方＞

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

- ・土木関係コンサルタント業務：設計業務等共通仕様書第1128条第1項
- ・測量業務：測量業務共通仕様書第129条第1項
- ・地質調査業務：地質・土質調査業務共通仕様書第129条1項を記載すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・主たる部分を上記に追加する場合は、説明書に明記すること。

＜記載例＞

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

※本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

5) 業務拠点に関する要件

すべての業務について、応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・競争性を確保するため、地域の範囲をむやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定については、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- ・地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- ・業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

＜記載例＞【地域を限定することができない場合】

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

＜記載例＞【地域を限定することができる場合】

〇〇県内（又は〇〇事務所管内）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。

(2) 配置予定技術者に関する応募要件設定

1) 資格に関する要件

＜考え方＞

すべての業務において、原則として管理技術者に対して資格を応募要件として設定する。なお、業務の内容に応じて関連資格を設定すること。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）は、業務内容に応じて「環境」「応用理学」等とする。なお、専門部門までの設定を標準とし、業務の特性に応じて、専門分野を設定しても良いこととする。

【関連資格】

- ・ 技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）
- ・ 技術士（応用理学部門、環境部門）
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種
- ・ 河川管理支援士、道路管理支援士
- ・ 補償コンサルタント登録規程第2条第1項別表に掲げる補償業務管理者、補償業務管理士、
- ・ コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等

＜記載例＞

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定確認通知の日は別表①の日を予定する。

配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- a) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- b) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

【土木関係建設コンサルタント・地質調査の場合に設定】

- c) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

【土木関係建設コンサルタントの場合に設定】

- d) 地質調査技士

【現場作業のある地質調査業務において設定】

- e) 測量士

【測量業務の場合に設定】

2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

＜考え方＞

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために、次の事項を応募要件として設定する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・発注業務の内容によって設定するが、極端に絞り込みすぎないように適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、出来る限り客観的かつ具体的に記載する。
- ・同種又は類似業務として、それぞれ2種類以上を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記する。
- ・発注機関の限定は原則行わないものとする。ただし、限定を行う場合は少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。
- ・業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は、業務成績がない場合も実績として認めること。
- ・配置予定技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出す場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版1枚程度）」及び「業務における立場と役割（A4版3枚以内）」を提出すること。

＜記載例＞

配置予定管理技術者は、平成17年度以降に完了した同種又は類似業務（再委託による業務・照査技術者の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○

3) 手持ち業務量に関する要件

＜考え方＞

原則として、次の事項を応募要件として設定する。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（５００万円未満）の場合。

＜設定にあたっての留意点＞

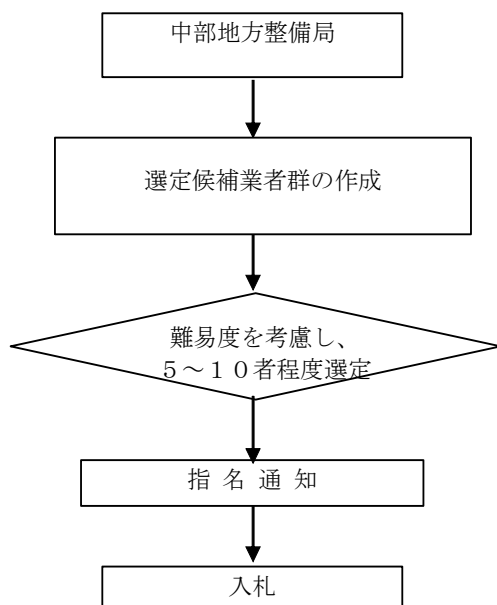
- ・管理技術者は、業種に応じて主任技術者、主任担当者を記載すること。

＜記載例＞

- ①平成２７年〇月〇日【公示日】現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。
ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令８５条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。
なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。
- ②本業務の履行期間中は配置管理技術者手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - (1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - (2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - (3) 平成２２年度以降（過去４年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成２２年度以降（過去４年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
 - (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

VI-3 指名競争入札方式

1. 業者選定の流れ



- 有資格業者から下記項目により選定候補業者群を作成
 - ① 希望業務
 - ② 欠格要件
 - ③ 地理的条件
 - ④ 技術者要件
 - ⑤ 業務実績
- 下記事項に該当する社は選定の対象としない
 - ① 当該年度の契約額が過去5年間の年平均契約額の2倍以上の社
 - ② 業務成績で、過去5年間の平均点が60点未満の社、又は直近2年間連続して年平均点が60点未満の社
- 難易度を考慮した業者選定

より高い技術力を求めるため、受注する企業の能力を総合的に評価する必要がある業務については、難易度を考慮して、企業の評価（順位付け）を行い、10者程度選定する

なお、評価10位のものが複数の場合は全てを選定する。

2. 業者選定の考え方

（1）選定候補業者群の作成

中部地方整備局の有資格業者から下記の要件を設定し、選定候補業者群を作成する。

なお、選定候補者群は、30者程度以上確保することとし、著しく多数の場合は、適切な要件に見直すこと。

1) 希望業務区分

全ての業務について、業務内容に応じて業務に該当する希望業務区分を要件として設定する。

2) 欠格要件の有無

全ての業務について、不誠実な行為、経営の状況、安全管理、労働福祉の各項目で欠格要件に該当しないことを要件として設定する。

3) 地理的条件

全ての業務について、地理的条件を設定する。

地理的条件の設定は業務内容に応じて次のいずれかを設定する。

- ① ○○事務所管内に本社(店)等を有する。
- ② ○○県内に本社(店)等を有する。
- ③ 中部地方整備局管内に本社(店)等を有する。
- ④ ○○事務所管内に本社(店)、支社(店)を有する。
- ⑤ ○○県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
- ⑥ ○○事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
- ⑦ ○○県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
- ⑧ 中部地方整備局管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 業務内容に応じて所在地の範囲及び本社(店)、支社(店)又は営業所等を設定するものとし、所在地及び設定根拠を整理すること。
- ※営業拠点等とは、○○管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

4) 技術者に関する要件

全ての業務について、技術者要件を設定する。

技術者要件の設定は業務内容に応じて技術士（業務に該当する部門）又はR C CM（業務に該当する部門）を有した技術者数を次のいずれかを設定する。

なお、測量においては測量士、地質調査業務においては地質調査技士を加えるものとする。

- ① 技術者を1名必要とする業務。
- ② 技術者を2名必要とする業務。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 技術者要件は、原則として管理技術者のみに求めるものとし、技術者を1名必要とする業務として設定する。
 なお、技術者を2名必要とする業務として設定する場合は、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。
- ・ 技術者2名必要とする業務の設定例は、以下のとおりである。
 - ①土木関係建設コンサルタント業務
 管理技術者及び照査技術者に技術者要件を求める業務

②測量

測量作業に加え測量調査を行うことにより管理技術者を必要とする業務

③地質調査業務

サンプリング及び試験に加えて解析等調査業務を行う業務

5) 業務実績に関する要件

全ての業務について、当該業務と同分野の業務実績を要件として設定する。

① 同分野の業務実績がある。

＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 業務実績は、国の機関、都道府県、政令指定都市、政府関係機関のいずれかの過去10年間（平成17年度以降に完了（基準日現在））の実績とし、業務実績はTECRISの業務段階コード又は業務内容コードにより検索すること。
- ・ 現場説明書に記載する同種又は類似業務と同分野の業務実績を設定すること。
- ・ 基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

(2) 業者の選定

選定候補業者群から以下の難易度を考慮して、企業の評価（順位付け）を行い、指名予定業者を10者程度以上選定する。

なお、評価10位の者が複数の場合は、全てを選定する

1) 手持ち業務の状況に関する要件

原則として、手持ち業務の状況について、次の事項を選定要件として設定する。

手持ち業務の状況は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）におけるTECRIS業務分野及びCCMS専門分野毎を対象とする。

手持ち業務の状況は、当該年度契約額を平成22年度～平成26年度（過去5年間）の年平均契約額で除することにより求められた値Xを次の順位で評価する。

なお、当該年度の契約額が過去5年間の年平均契約額の2倍以上の場合は選定しない。

① $X < 0.5$

② $0.5 \leq X < 1$

③ $1 \leq X < 2$

※ 「平成22年度～平成26年度（過去5年間）の年平均契約額」が2.0

【指名競争】

00万円未満の場合又は中部地方整備局で受注実績がない場合は、「過去5年間の年平均契約額」を2,000万円とする。

Xは、基準値の上限を2.0として運用するが、変更する場合は発注等を勘案して決定する。

○手持ち業務の状況は、3段階評価とし、考え方は以下を標準とする。

配 点	選 定 基 準
5	$X < 0.5$
3	$0.5 \leq X < 1$
0	$1 \leq X < 2$

<留意事項>

- ・ 手持ち業務の基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。
また、翌年度業務における手持ち業務の評価を前年度中に実施する場合は、原則として4月1日を基準日とする。

2) 指名回数の状況に関する要件

原則として、指名回数の状況に関する要件は、設定しない。

3) 業務成績に関する要件

原則として、業務成績について、次の事項を選定要件として設定する。

業務成績は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）発注業務で過去5年間の同種又は類似業務成績を次の順位で評価する。

なお、平成22年度～平成26年度（過去5年間）の平均点が60点未満又は直近2年間連続して年平均点が60点未満の場合は選定しない。

- ① 75点以上
- ② 70点以上75点未満
- ③ 65点以上70点未満
- ④ 60点以上65点未満

※ 中部地方整備局の実績がない場合は③と同等として評価する。

なお、直近2年間に業務成績が60点未満の業務がある場合は補正を行う。

※平成22年度～平成26年度（過去5年間）は、以下のとおり。

- ・ H27.8以降：平成22年度～平成26年度

【指名競争】

<留意事項>

- ・ 前年度の実績が8月1日から反映されるため、それ以降に入札契約手続き運営委員会が開催される場合は、十分注意すること。

○同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配 点	選 定 基 準
5	75点以上
3	70点以上75点未満
1	65点以上70点未満
0	60点以上65点未満

○平成25年度～平成26年度（過去2年間）に業務成績が60点未満の業務がある場合は以下の補正を行う。

- ・ H27. 7迄 : 平成24年度～平成25年度
- ・ H27. 8以降 : 平成25年度～平成26年度

配 点	選 定 基 準
－ 10	平成25年度～平成26年度（過去2年間）に業務成績が60点未満の業務が2業務以上がある
－ 5	平成25年度～平成26年度（過去2年間）に業務成績が60点未満の業務が1業務ある

4) 優良業務に関する要件

原則として、優良業務について、次の事項を選定要件として設定する。

優良業務は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）発注業務で過去２年間の優良業務表彰の有無を次の順位で評価する。なお、年度は表彰受賞年とする。

- ① 平成２６年度～平成２７年度（過去２年間）連続で優良業務表彰がある。
- ② 平成２６年度～平成２７年度（過去２年間）に優良業務表彰がある。
- ③ 平成２６年度～平成２７年度（過去２年間）間に優良業務表彰がない。

※ 優良業務は、業種毎（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務）を対象とする。

※ 「過去２年間」は、以下のとおり。

- ・ H 2 7. 7 迄 : 平成２５年～平成２６年
- ・ H 2 7. 8 以降 : 平成２６年～平成２７年

＜留意事項＞

- ・ 前年度の実績が８月１日から反映されるため、それ以降に入札契約手続き運営委員会が開催される場合は、十分注意すること。

○優良業務表彰の有無は、３段階評価とし、考え方は以下を標準とする。

配 点	選 定 基 準
5	平成２６年度～平成２７年度（過去２年間）連続で優良業務表彰がある
3	平成２６年度～平成２７年度（過去２年間）に優良業務表彰がある
0	平成２６年度～平成２７年度（過去２年間）に優良業務表彰がない

5) 業務実績に関する要件

原則として、業務実績について、次の事項を選定要件として設定する。

業務実績は、平成１７年度以降（過去１０年間）の同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。

- ① 中部地方整備局が発注した同種業務の実績がある。
- ② 中部地方整備局以外の機関が発注した同種業務の実績がある。
- ③ 中部地方整備局が発注した類似業務の実績がある。

【指名競争】

④ 中部地方整備局以外の機関が発注した類似業務の実績がある。

※ 中部地方整備局以外の機関とは、中部地方整備局以外の国の機関、都道府県、政令指定都市、政府関係機関をいう。

※ 基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

○同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配 点	選 定 基 準
5	中部地方整備局が発注した同種業務の実績がある
3	中部地方整備局以外の機関が発注した同種業務の実績がある
1	中部地方整備局が発注した類似業務の実績がある
0	中部地方整備局以外の機関が発注した類似業務の実績がある

6) 企業信頼度（文書注意等）に関する要件

原則として、次の事項を選定要件として設定する。

①文書注意等の措置

基準日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。

なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。

配 点	特 定 基 準
0	①該当なし
－ 2	②文書注意措置後 1 ヶ月
－ 1	③口頭注意措置後 1 ヶ月

<留意事項>

・ 指名停止等の要件の基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

7) 技術的特性に関する要件

技術的特性に関する要件として業務実施上から特に必要な要件を 1 ～ 3 項目程度設定し、評価する。

<設定例>

・ 企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）

※ 災害時の応急対応があり得る業務に関しては、災害復旧等の地域貢献度（災害復旧等に関する表彰、災害協定締結の有無、中部地整又はその他の機関の要請による活動実績等）等を設定する。

【指名競争】

(災害復旧等に関する表彰の場合)

中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等から、災害復旧等に関する実績がある場合に下記のとおり評価する。

配 点	選 定 基 準
5	災害復旧等に関する表彰又は感謝状（過去2年間）を受けた実績を有する。
3	要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（過去5年間）の実績を有する。
1	災害協定を締結している。
0	該当がない。

- ・ 企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）

中部地方整備局管内で中部地方整備局又は各自治体から河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無を下記の順位で設定する。

配 点	選 定 基 準
5	中部地整管内において、河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞実績がある。
0	該当がない。

- ・ 地域精通度（地域における業務経験）

完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。業務対象地域における、業務経験の有無

配 点	選 定 基 準
5	〇〇事務所管内における業務経験がある。
3	〇〇県内における業務経験がある。
0	該当がない。

VII 低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

1. 低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条調査を行うものとする。

なお、調査基準価格は、予定価格が1千万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法は、次のとおりとする。

調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8
建築関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	10分の6	10分の8

2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、予決令第86条調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）増員担当技術者、配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け

低入札業務については、以下の対策をすべて実施することを義務付け

- ①「配置予定業務管理者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有するとともに同種及び類似業務とともに同一件数以上の実績を有し、かつ過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が77点以上の業務における業務管理者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が77点以上の技術者を配置予定業務管理者とは別に担当技術者（以下、「増員担当技術者」という）として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と同席出席させる。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の

【低入札】

手持ち業務量の制限を超えない者とする。」

②「配置予定業務管理者の手持ち業務量を制限する。」

③「平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。」

ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

（2）再委託の上限を規定

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の3分の1以内とし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う。

（3）業務打合せの厳格化

低入札業務については、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と増員担当技術者の出席を義務付け。

（4）履行確認の厳格化

1）予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務（以下「低入札業務」という）については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を業務成績評定に反映。

＜具体的な方法＞

業務計画書に記載されている業務工程における業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員が業務の履行状況を確認し、予定工程と比べて遅れがある場合や適切に業務の履行ができていない場合は、その段階毎に減点として扱い、その減点の合計を業務成績評定に反映させる。

履行確認時の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・ 履行確認時に確認すべき点について、業務に応じてチェック項目を作成し、チェック項目に該当しない場合は減点なし（0点）、チェック項目に該当する場合は減点（チェック項目1つにつき、1点減点）するものとする。
- ・ チェック項目は、主要な区切り毎に作成するものとし、予定工期と比べて遅れがある、照査内容があいまい、検討事項に対してミスや手戻りが多い等、個々の業務内容に応じて適宜設定するものとする。
- ・ 業務履行中の減点の合計は、最大15点とする。

2）低入札業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映。

【確認項目】

※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関するヒアリングの審査項目

①審査項目a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

【低入札】

- ②審査項目 d) において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

3. 入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載例

入札説明書等及び特記仕様書に以下を参考に記載すること。

- （１）入札（業務）説明書の「配置予定技術者に対する要件」のうち、配置予定業務管理者の手持ち業務量に関する要件を示す部分に以下の文を記載。

（入札説明書（業務説明書）への記載事項）

配置予定業務管理者の手持ち業務に関する要件

- 1) 本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

- （２）入札説明書の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」を示す部分に以下の文を記載。

(入札説明書への記載事項)

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）増員担当技術者、配置予定業務管理者の制限

増員担当技術者、配置予定業務管理者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- １） 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定業務管理者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定業務管理者の経歴等」及び「予定業務管理者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去４年間の同種業務の実績一覧」（様式自由）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第６条第２項第二号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定業務管理者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定業務管理者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有している者
- ③ 過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７７点以上の業務における業務管理者としての経験を有し、過去４年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が７７点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ２） 本業務の履行期間中は配置予定業務管理者の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の１）から４）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務

成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、〇〇〇〇までとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに業務管理者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

(3) 入札（業務）説明書の「競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項」中「配置予定管理技術者の経歴等」に関する部分に以下の文を追記。

(入札（業務）説明書への記載事項)

配置予定業務管理者の経歴等

- ・ 手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。

(4) 指名競争入札方式の場合、上記3.(1)及び(2)の内容は、指名通知書、現場説明書に記載することとする。

(5) 特記仕様書に次の通り記載するものとする。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 打合せ

共仕第〇〇条の業務の区切りは下記のとおりとし・・・・・・とする。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査(監督)員による履行確認を行うものとする。

第〇条 配置業務管理者の手持ち業務量の制限

(1) 本業務に配置する業務管理者は、本業務の入札公告(公示)日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公告(公示)日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(2) 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が(1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

<留意事項>

- ・ 業務管理者に次のいずれかを記載する。
 測量：主任技術者、地質調査：主任技術者、土木関係建設コンサルタント業務又は建築関係建設コンサルタント業務：管理技術者、補償関係コンサルタント業務：主任担当者
- ・ ○○○○については、業種、業務内容に応じて適宜、文書を修正すること。

4. 業務コスト調査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として業務コスト調査を実施する旨を特記仕様書に記載する。

また、相当の理由なく期限内に別添の業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。

- ① 受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ② 受託者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

VIII 品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格

中部地方整備局では、予定価格500万円以上1,000万円以下の業務について、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「品質確保基準価格」を設定し、その価格を下回った場合には、「VII 低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うことを試行する。

1. 品質確保基準価格の算出方法

算出方法は、「VII 低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている調査基準価格の算出方法に準じるものとする。

2. 総合評価落札方式による履行確実性の評価

総合評価落札方式による履行確実性の評価について、予定価格500万円以上1,000万円以下の業務においても行うものとし、評価方法は予定価格が1,000万を越えるものと同様とする。

3. 入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載

入札説明書等への記載は、以下の記載例の文面を記載。

<記載例>

○ 品質確保基準価格

- 1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「○ 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- 2) 1) の場合、「○ 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に記載されている「調査基準価格」を「品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「○ 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（○）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

Ⅸ 評価結果の公表

プロポーザル方式又は総合評価落札方式において手続きを行った業務について、契約締結後、評価結果の公表を行う。また、閲覧とあわせ、ホームページにおいても評価結果を公表するものとする。

なお、総合評価落札方式において履行確実性に関する評価を行わない業務については、履行確実性評価欄の全てに「－」を記入すること。

①特定テーマ無の場合

平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇業務 技術点評価の内訳(総合評価落札方式)

1. 件名 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇業務

2. 所属事務所 〇〇事務所

3. 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

番号	称号又は名称	基本事項（企業）						小計（A）	基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価		技術点 合計 (A)+(B))-(E)
		基本事項（企業）							基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価		
		基本事項（企業）							基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価		
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価		技術点 合計 (A)+(B))-(E)	
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書				履行確実性評価			
基本事項（企業）		基本事項（企業）						基本事項（技術者）					技術提案書							

①特定テーマ有の場合

平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇業務 技術点評価の内訳(総合評価落札方式)

1. 件名 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇業務

2. 所属事務所 〇〇事務所

3. 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

番号	称号又は名称	基本事項(企業)								基本事項(技術者)				技術提案書				履行確実性評価		技術点 合計 (A)+(B) -(E)	
		小計(A)								小計(B)				小計(C)				履行確 実性度 (D)	技術提案 評価点 小計(E)= (C)×(D)		
		業務実績	業務成績	企業信頼度 (優良表彰の有無)	業務拠点	地域精通度 (地域での業 務経験)	企業信頼度 (※重複旧等 の地域貢献 度等)	企業信頼度 (文書注意等 の措置)	資格	業務実績	業務成績	信頼度 (優良表彰の有無)	地域精通度 (地域での業 務経験)	入札を無 効にする 要件に該 当	実施方針	業務 実施 体制	特定 テーマ				
		2	4	2	2	—	—	(-2)	10	3	3	10	4	—	10	10	10	30	1.00	30	60
1	(株)○○○○○○	2	4	2	2	—	—	0	10	3	3	10	4	—	10	10	10	30	1.00	30	60
2	(株)○○○○○○	2	3	2	2	—	—	0	9	3	3	8	—	—	7	8	8	23	1.00	23	46
3	○○○○○○(株)	2	3	2	2	—	—	0	9	3	3	7	—	—	4	8	8	20	1.00	20	42
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					

業務成績に関する補足説明(1)

■業務成績

○プロポーザル方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分:土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

○総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、中部地方整備局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

○業種区分

・企業・技術者とも、4業種毎に業務成績に係る評価基準を設定

- (1)土木関係建設コンサルタント業務
- (2)測量業務
- (3)地質調査業務
- (4)補償関係コンサルタント業務

○評価区分

【企業】

- ・評価区分は、5段階を継続
- ・過去2年間の業務成績の平均点を踏まえて、4業種毎に評価区分を設定

【技術者】

- ・評価区分は、1点毎に区分し12段階
- ・過去4年間の業務成績の平均点により、各区分における分布状況を確認

業務成績に関する補足説明(2)

○プロポーザル方式

【企業】

配点		評価基準
プロポーザル方式		国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務における過去2年間
土木コン	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
測量	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
地質調査	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
共通	欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

※補償コンについては、プロポーザル方式を発注時に用地部に相談する。

【技術者】

配点	評価基準
プロポーザル方式	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)における過去4年間
10	平均点が79点以上
9	平均点が78点以上79点未満
8	平均点が77点以上78点未満
7	平均点が76点以上77点未満
6	平均点が75点以上76点未満
5	平均点が74点以上75点未満
4	平均点が73点以上74点未満
3	平均点が72点以上73点未満
2	平均点が71点以上72点未満
1	平均点が70点以上71点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	平均点が60点以上70点未満
欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

業務成績に関する補足説明(3)

○総合評価落札方式・簡易公募型競争入札

【企業】

配点		評価基準
総合評価落札方式 簡易公募型競争入札方式		中部地方整備局発注業務における過去2年間
土木 コン	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
測 量	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
地 質 調 査	4	平均点が77点以上
	3	平均点が76点以上77点未満
	2	平均点が74点以上76点未満
	1	平均点が60点以上74点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
補 償 コ ン	4	平均点が76点以上
	3	平均点が75点以上76点未満
	2	平均点が73点以上75点未満
	1	平均点が60点以上73点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
共 通	欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

【技術者】

配点	評価基準
総合評価落札方式 簡易公募型競争入札方式	中部地方整備局発注業務における過去4年間
10	平均点が79点以上
9	平均点が78点以上79点未満
8	平均点が77点以上78点未満
7	平均点が76点以上77点未満
6	平均点が75点以上76点未満
5	平均点が74点以上75点未満
4	平均点が73点以上74点未満
3	平均点が72点以上73点未満
2	平均点が71点以上72点未満
1	平均点が70点以上71点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	平均点が60点以上70点未満
欠格	平均点が60点未満 他機関における同種又は類似業務の受注実績がない

業務成績に関する補足説明(3)

●平均計算の対象となるテクリス登録のデータ

TECRISの業務分野登録は最大8つまで登録可能だが
⇒発注者への提供は先頭から3つまで

受注者入力画面

業務分野1

業務分野4

業務分野7

業務分野2

業務分野5

業務分野8

業務分野3

業務分野6

発注者提供

先頭から3つが情報提供

業務分野1

業務分野2

業務分野3

4つ目以降に登録がされていても
情報提供されない

○プロポーザル方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分:土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

○総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式

過去2年間(企業)・過去4年間(技術者)に完了した業務のうち、中部地方整備局発注業務の同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分の業務成績の平均点は、算出された平均値の少数第2位を四捨五入して算出する。

業務ガイドラインにおける対象期間について

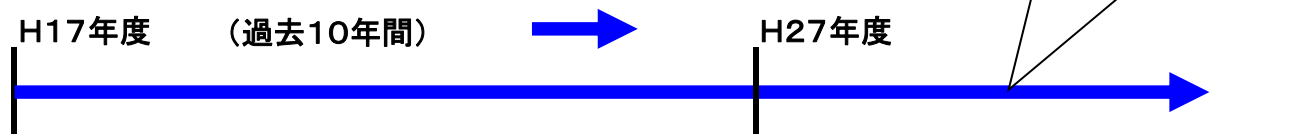
参加希望者(企業)の業務実績に関する要件

○平成17年度以降に完了した同種又は類似業務(再委託による業務の実績は含まない)において、1件以上の実績を有していること。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

●完了業務の実績対象となる期間

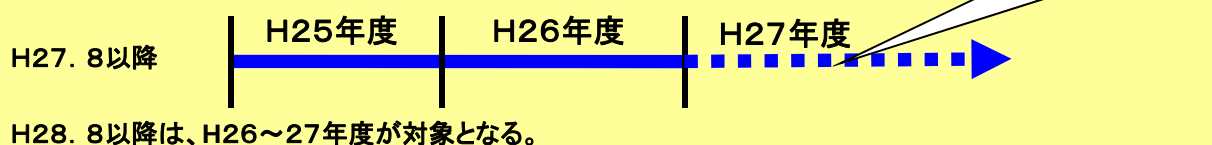


参加希望者(企業)の業務成績

○過去2年間に完了した業務のうち、同じ業種区分※の業務成績の平均点の順位で評価する。

※業種区分: 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

●過去2年間の期間: 年度単位



参加希望者(企業)の優良表彰

○平成26年度から27年度まで(過去2年間・表彰年度)に、業種区分※における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。

●過去2年間の期間: 年度単位

